

経 済 編

環 境 部	—	<ul style="list-style-type: none"> — 環 境 政 策 課 …………… 9 1 — 廃 棄 物 対 策 課 …………… 9 4 — ク リ ー ン 推 進 課 …………… 9 7 — 環 境 施 設 課 …………… 1 0 5 		
産 業 振 興 部	—	<ul style="list-style-type: none"> — 産 業 振 興 課 …………… 1 0 9 — 産 業 立 地 ・ 就 業 支 援 課 …………… 1 1 2 		
農 林 水 産 振 興 部	—	<ul style="list-style-type: none"> — 農 業 振 興 課 …………… 1 1 7 — 水 産 振 興 課 …………… 1 2 2 — 農 林 水 産 整 備 課 …………… 1 2 8 — 市 場 流 通 課 …………… 1 4 0 		
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	—	<ul style="list-style-type: none"> — 観 光 政 策 課 …………… 1 4 5 — 観 光 施 設 課 …………… 1 4 8 — ス ポ ー ツ 振 興 課 …………… 1 5 9 — 文 化 振 興 課 …………… 1 6 3 		
ボ ー ト レ ー ス 企 業 局	—	……………		1 6 7
農 業 委 員 会	—	……………		1 7 2
	└	農 業 委 員 会 事 務 局		

環 境 政 策 課

1. 環境政策課の概要

環境行政に係る総合的な企画及び啓発、環境マネジメントシステムの運用、地球温暖化対策、公害の監視・指導・調査及び規制、公害に係る法令等に基づく届出等の処理、苦情処理、新エネルギーに係る総合調整等の業務を担当している。

2. 所管する主な計画・プラン等

(1) 主な計画・プラン

1) 下関市環境基本計画

環境施策の基本的な考え方と長期的な目標を示し、環境保全に関する施策の方向性を定めるなど、本市の望ましい環境像である「地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しものせき」の実現を図るため、環境行政の基本計画として平成29年3月に第二次計画を策定した。

2) 下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市の事務・事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを計画的に削減することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、計画の実施状況を積極的に公表することで、市民・事業者の地球温暖化対策の取組を促進することを目的とし、現在の計画は平成30年度から実施している。

本計画は地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく計画で、令和12年度（2030年度）における温室効果ガスの総排出量を、平成25年度（2013年度）と比較して40%削減することを目標とする。

3) 下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

市域から排出される温室効果ガスの削減に向け、市の現状や地域特性を踏まえ、市民・事業者・行政等の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とする。現在の計画は、2050年脱炭素社会に向けた国の法改正などを踏まえ令和4年5月に改訂した。

本計画は地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づく計画で、令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）と比較して46%削減、2050年度には実質ゼロとすることを目標とする。

(2) 白書

1) 下関市環境白書 (毎年発行)

3. 所管する主な業務

(1) 環境保全一般業務

環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

- ・「下関市環境白書」を作成し、環境・公害に関する年次報告を行う。

(2) 環境保全対策業務

環境基本法をはじめとする各種法令及び公害防止協定に基づき、規制基準が設定されている環境汚染物質の調査及び発生源の監視・指導による環境汚染の防止を行う。また大気、水質、騒音、悪臭等の公害に係る苦情処理を行う。

【関係法令】

環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、山口県公害防止条例

(3) 環境教育推進業務

持続可能な社会を構築するため、自ら進んで環境の保全に対する取組を行うことのできる人材を育成する。特に、次世代を担う子どもたちを対象として「水辺の教室」等の環境教室を開催するとともに、これらの環境教室で講師として活躍する環境リーダー育成事業を行う。

(4) 地球温暖化対策業務

地球温暖化対策として、温室効果ガス削減のための取組や啓発活動を行う。また、下関市地球温暖化対策実行計画に基づき市域の温室効果ガス削減に向けた施策を展開する。併せて市の事務事業からの温室効果ガスの削減に向け、しものせきエコマネジメントプランを運用・管理することで地球温暖化対策を推進する。

(5) 環境広域・国際連携推進業務

広域的に対策を講ずる必要のある環境問題の解決へ向け、近隣6都市や日中韓11都市間での連携を図り、広域的環境問題の現況調査や共同事業を行う。

- ・山口県西部6市広域連携業務
- ・東アジア経済交流推進機構環境部会

(6) 次世代エネルギー利活用推進業務

下関市域でのCO₂排出量の削減を図るため、地域でのエネルギーを有効活用するとともに、再生可能エネルギーなどの次世代エネルギーの利活用を推進する。

(7) 環境美化推進業務

市民、事業者に対して、環境美化への意識啓発、広報活動、自発的活動の支援などを行う

とともに、指定地区内における路上喫煙を禁止することによって、地域の環境美化の促進及び安全で快適な都市空間の形成を図り、市民の生活環境の向上を目指す。

4. その他

(1) 下関市環境審議会

「下関市環境審議会条例」に基づき、環境審議会を設置している。委員は20人以内とされ、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が任命する。

(2) 環境状況調査（令和3年度実績）

項目	内容	備考
大気汚染	大気汚染常時監視（テレメータ）	24時間自動測定 測定局5局（彦島局、長府局、山の田局、小月局、豊浦局） 測定項目45項目
	燃料中硫黄分調査	10事業場
水質汚濁	環境監視	海域20地点 主要河川17地点 小河川19地点 海水浴場11地点 湖沼10地点 地下水8地点
	排水監視	特定事業場等延べ52事業場 （うち夜間パトロール7事業場）
	COD総量規制基準監視調査	自動測定器調査3事業場 測定結果報告調査50事業場（年2回） 記録状況等立入検査3事業場
	特定事業場実態調査	61事業場
騒音	自動車騒音調査	幹線道路2地点
ダイオキシン類	環境調査	大気2地点 海域1地点 主要河川3地点 湖沼1地点 地下水3地点 土壌7地点
苦情	公害の苦情処理	公害苦情件数123件 （大気汚染7件 騒音25件 振動2件 水質3件 悪臭18件 その他68件）
啓発活動	水辺の教室	中止
	環境教室	実施回数33回

廃棄物対策課

1. 廃棄物対策課の概要

廃棄物対策課には、浄化槽指導係と廃棄物指導係が置かれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、関係法令等及び条例、要綱等に基づき、一般廃棄物処理業・産業廃棄物処理業・処理施設の設置・浄化槽清掃業の許可、届出及び業者の指導、廃棄物の不適正処理及び不法投棄の監視指導、リサイクル関係法令に基づく事務、野外焼却等に関する業務を担当している。

2. 所管する主な業務

(1) 廃棄物対策業務

1) 一般廃棄物（ごみ・し尿）処理業・処理施設に係る許可等

家庭及び事業所等において生じる一般廃棄物（ごみ・し尿）に係る収集運搬業及び処分業並びに処理施設の設置に係る許可等を行う。

【許可状況（令和4年8月末現在）】

ごみ	収集運搬業	40
	処分業	1
	処理施設	4
し尿	収集運搬業	6

2) 産業廃棄物処理業・処理施設に係る許可等

事業活動に伴って生じる産業廃棄物に係る収集運搬業及び処分業並びに処理施設の設置に係る許可等を行う。

【許可状況（令和4年8月末現在）】

産業廃棄物	収集運搬業	103
	処分業	55
	処理施設	127
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	4
	処分業	5

3) 自動車リサイクル法に基づく登録、許可等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく引取業及びフロン回収業の登録並びに解体業及び破碎業の許可を行う。

【登録・許可状況（令和4年8月末現在）】

登録	引取業	47
	フロン回収業	23
許可	解体業	5
	破砕業	3

4) PCB廃棄物の適正処理の推進

健康被害をもたらすポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する廃棄物（トランス、コンデンサ、安定器等）の把握に努めるとともに、適正な保管と法令で定められた処理期限（2027年3月31日）までの処分完了について、事業者等への周知、指導等を行う。

5) 廃棄物の不適正処理及び不法投棄・野外焼却の監視指導等

- ア. 廃棄物の排出事業者や許可・登録業者、処理施設への立入、指導等を行う。
- イ. 不法投棄等環境保全監視員、職員、委託業者によるパトロールや監視カメラの設置、啓発用看板の配布により、不法投棄の抑止、早期発見に努める。
- ウ. 野外焼却（野焼き）に対する指導等を行う。

6) その他

下関市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）等に基づく事務を行う。

(2) 浄化槽指導業務

1) 浄化槽適正管理に関する指導

- ア. 浄化槽設置届書等各種届出書の受理、審査を行い、浄化槽台帳により管理する。
- イ. 生活環境の保全のため、浄化槽管理者及び保守点検業者等に対し啓発、指導等を行う。
- ウ. 浄化槽法に規定されている浄化槽法定検査を浄化槽管理者に周知し、受検に係る啓発、指導等を行う。

【浄化槽設置基数（令和4年3月末現在）】

単独処理浄化槽	12,191
合併処理浄化槽	7,849
合計	20,040

2) 合併処理浄化槽の普及促進

生活環境の改善や水質汚濁の防止を図るため、下水道等の事業計画区域外を補助対象区域とし、くみ取り便槽またはみなし（単独処理）浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事費用の一部を補助する。

3) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）処理業及び浄化槽清掃業に係る許可等

家庭及び事業所等において生じる一般廃棄物（浄化槽汚泥）に係る収集運搬業に係る許可等及び浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可等を行う。

【許可状況（令和4年8月末現在）】

浄化槽汚泥収集運搬業	21
浄化槽清掃業	21

4) 浄化槽保守点検業に係る登録等

下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例に基づく浄化槽保守点検業の登録等を行う。

【登録状況（令和4年8月末現在）】

浄化槽保守点検業	28
----------	----

ク リ ー ン 推 進 課

1. クリーン推進課の概要

地方自治法第158条第1項及び下関市事務分掌条例並びに下関市行政組織規則に基づき設置をされ、クリーン推進課内にはごみダイエツト係とクリーン係が置かれている。

ごみダイエツト係では、一般廃棄物の処理計画、ごみの減量及び再資源化に係る企画・調整、普及啓発、廃棄物減量等推進審議会に関することを、クリーン係では、一般廃棄物（ごみ及びし尿）の収集・運搬、街路及び下水路の清掃、クリーンアップ推進員等に関する業務、収集処理証紙の管理を担当している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされている。

本計画は、長期的・総合的視点にたつて、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみ発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めたものである。

また、生活排水についても上記と同様の視点にたつて、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めたものである。

なお、現在の計画は、平成29年度に策定したもので、平成30年度を初年度とし、令和9年度を目標年度とする10年間の計画である。

(2) 下関市一般廃棄物処理実施計画

本計画は、基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定めたもので、それぞれ、ごみに関する部分及び生活排水に関する部分とから構成されている。

(3) 災害廃棄物処理計画

本計画は、近年頻発している風水害や予測外の地震災害に対応するため、国の災害廃棄物対策指針や山口県災害廃棄物処理に関する検討報告書及び山口県災害廃棄物処理計画市町

策定ガイドラインを踏まえ策定したものである。

現在の計画は、平成29年度に策定したもので、今後の改定については被害想定の見直しに変更があった場合や新たに発生した大規模災害における知見等を踏まえて随時改訂を行う。

(4) 下関市分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づき、3年ごとに5年を一期として策定するもので、容器包装廃棄物の4Rを推進し、資源の有効利用を図り、循環型社会の実現のために市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画は、第10期(令和5～9年度)の分別収集計画として、令和4年度に策定したものである。

3. 所管する主な業務

(1) 廃棄物減量等推進業務

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、ごみ減量など4Rを推進するための啓発や市民自らが取り組む活動に対する支援を行う。

・親子リサイクル教室

ごみ減量及びリサイクルの意識向上を図るため、私たちが排出したごみのゆくえについて、ごみ処理施設の見学、収集車へのごみの積込み体験などを通じて親子で学ぶもの。

・ごみダイエット・リサイクル推進店

平成10年7月から下関市内でごみ減量やリサイクル活動に取り組む販売店を「下関市ごみダイエットリサイクル推進店」として認定している。【令和3年度末現在 28店舗】

・再資源化推進事業

一般廃棄物の再資源化と減量化を図ることを目的に、再資源化推進事業を実施した登録団体に奨励金(4円/kg)を交付している。

○再資源化推進事業

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
奨励金交付額 (実施団体数)	21,692,740円 (304団体)	16,302,025円 (299団体)	15,109,576円 (286団体)
	令和2年度	令和3年度	
奨励金交付額 (実施団体数)	12,340,756円 (276団体)	12,601,220円 (264団体)	

・生ごみ堆肥化容器購入費補助事業

一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器を設置した住民に1世帯につき2基まで（電気式は1基まで）補助金を交付している。

○土地埋め込み式 購入費の1/2 上限 3,000円

○電気式 購入費の1/2 上限20,000円

○生ごみ堆肥化容器購入費補助事業

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助金交付額 (交付基数)	363,498円 (35基)	407,163円 (32基)	350,969円 (40基)
	令和2年度	令和3年度	
補助金交付額 (交付基数)	499,483円 (52基)	597,487円 (62基)	

(2) 環境美化推進業務

地域環境美化活動の推進を図り、市民の環境美化意識の高揚に努めるため、環境美化をPRする「しものせき美化美化（ぴかぴか）キャンペーン」と日常的に行う市民の自主的な清掃活動を支援する「しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦」を実施している。

【令和3年度実績】

- ・しものせき美化美化（ぴかぴか）キャンペーン
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。
- ・しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦
実施期間：4月～3月
対象団体：自治会、事業所、ボランティア団体、学校など
参加人数：延べ25,433人（登録団体数：193団体）
ごみ収集量：163,917kg

(3) じん芥収集業務

一般家庭から排出されるごみは、合併後、地域により異なっていたが、市民サービスの均衡と処理効率の向上を図るため、平成21年4月から「分別方法」、「収集回数」、「指定ごみ袋（ごみ処理手数料）」など「ごみ処理体制を統一」し、現在は、10区分に分別し排出されたごみを、有料指定ごみ袋制による「ごみステーション方式」と申込みによる「戸別収集方式」（有料）により、「直営」または「委託」で収集・運搬を行っている。

また、ごみの減量と適正処理を目的としてクリーンアップ推進員を委嘱し、地域におけるごみの排出指導やごみステーションの維持管理等に努めている。自治会清掃等ボランティアごみは、自治会等ボランティア団体の依頼に基づき、随時収集・運搬を行っている。

ごみステーションに出せるもの						
燃やせるごみ	資源ごみ					
	びん・缶	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	古紙		
				新聞紙	雑誌類	ダンボール
戸別収集するもの						
有害ごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	特定家庭用機器			
拠点回収するもの						
使用済小型電子機器						

【令和3年度 家庭ごみの収集量】

燃やせるごみ	41,740 t
資源ごみ (プラスチック製容器包装、びん・缶、ペットボトル、古紙)	8,133 t
粗大ごみ等 (粗大ごみ等収集件数：108,101件)	2,736 t

【令和3年度 側溝の清掃及び自治会清掃等】

実施件数	1,140件
収集運搬量	1,312 t

【令和3年度 クリーンアップ推進員】

クリーンアップ推進員数	661人
-------------	------

【ごみ収集の状況】

①燃やせるごみ

家庭から排出される燃やせるごみは、週2回収集を実施し、有料指定ごみ袋制度を導入している。

②資源ごみ

びん・缶、プラスチック製容器包装、古紙（新聞紙、雑誌類、ダンボール）は、週1回収集、ペットボトルは月2回収集を実施し、古紙を除き、有料指定ごみ袋制度を導入している。

③燃やせないごみ、粗大ごみ

電話・インターネットによる事前申込により有料戸別収集を実施している。

④有害ごみ

蛍光管等の水銀使用廃製品や乾電池（ボタン電池等は除く）、ライター、エアゾール製品（令和2年4月から）、小型充電式電池等の水銀使用廃製品以外の物を有害ごみとして、粗大ごみ等と同様に事前申込による有料戸別収集を実施している。

⑤特定家庭用機器

原則として販売店の引き取りとなるが、引越しで遠隔地となった場合等、引き取り義務のある販売店がない場合には、事前申込による有料戸別収集を実施している。

⑥離島（六連島、蓋井島）のごみ

燃やせるごみ及び資源ごみは、自治会の協力により、指定した収集日に連絡船に積み込み収集場所に搬送し、本土と同様に定期収集を行っている。

燃やせないごみ、粗大ごみ及び有害ごみは、船を借り上げて、本土に搬送し適時収集を行っている。

(4) し尿収集業務

し尿くみ取り世帯（5,620世帯：令和3年度末）について、旧下関地区は委託により、菊川・豊田・豊浦・豊北地区は許可業者6者により収集を行っている。

(5) その他の主な業務

これらの他に、一般廃棄物処理の計画に関する業務【ごみダイエット係】、一般廃棄物処理事業統計及び実態調査に関する業務【ごみダイエット係】、下関市廃棄物減量等推進審議会に関する業務【ごみダイエット係】、指定ごみ袋及び粗大ごみ処理手数料納付券の管理に関する業務【クリーン係】などの業務を行っている。

4. その他

(1) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7及び下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第12条に基づき、平成7年9月から設置されており、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議を行うものである。

委員は、20人以内とされ、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が任命する。また、庶務は、環境部クリーン推進課において処理している。

(2) 廃棄物統計資料等

① ごみ排出量

単位：t

地区	種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
旧下関	収集 (直営・委託)	収集量合計	48,424	47,561	46,764	46,790	45,377
		燃やせるごみ(直営)	29,406	27,260	27,348	24,815	23,222
		燃やせるごみ(委託)	8,530	10,231	9,594	12,044	12,661
		粗大ごみ等	2,125	2,196	2,304	2,661	2,481
		資源ごみ(直営)	2,990	2,731	2,508	2,140	2,001
		資源ごみ(委託)	5,374	5,143	5,010	5,129	5,012
	直接搬入	直接搬入量合計	41,496	42,341	43,167	41,441	39,369
		一般廃棄物	36,570	36,817	37,109	35,535	33,792
		産業廃棄物	4,925	5,524	6,058	5,906	5,578
	拠点回収 使用済小型家電		—	9	13	14	13
旧下関地区排出量(一般廃棄物のみ)		84,995	84,386	83,886	82,339	79,182	
旧下関地区排出量(産業廃棄物含む)		89,920	89,911	89,943	88,245	84,759	
菊川	収集(委託)	収集量合計	1,246	1,471	1,485	1,489	1,488
		燃やせるごみ	964	1,198	1,218	1,213	1,212
		粗大ごみ等	65	72	68	75	78
		資源ごみ	217	201	199	201	198
	直接搬入	直接搬入量合計	382	337	557	501	697
		一般廃棄物	249	228	430	308	546
		産業廃棄物	133	109	127	193	150
	菊川地区排出量(一般廃棄物のみ)		1,495	1,698	1,915	1,797	2,034
	菊川地区排出量(産業廃棄物含む)		1,628	1,807	2,042	1,990	2,184
	豊田	収集(委託)	収集量合計	911	1,000	999	956
燃やせるごみ			708	795	797	750	731
粗大ごみ等			37	43	45	52	48
資源ごみ			166	161	157	155	160
直接搬入		直接搬入量合計	337	307	338	514	405
		一般廃棄物	239	183	199	357	223
		産業廃棄物	98	124	139	157	183
豊田地区排出量(一般廃棄物のみ)		1,150	1,183	1,198	1,313	1,161	
豊田地区排出量(産業廃棄物含む)		1,248	1,307	1,337	1,470	1,344	
豊浦		収集(委託)	収集量合計	3,725	3,671	3,588	3,494
	燃やせるごみ		2,951	2,914	2,906	2,828	2,764
	粗大ごみ等		128	127	90	99	85
	資源ごみ		645	631	591	567	547
	直接搬入	直接搬入量合計	2,110	2,173	2,217	2,232	2,295
		一般廃棄物	1,874	1,896	1,881	1,853	2,023
		産業廃棄物	236	277	336	379	272
	拠点回収 使用済小型家電		—	1	1	1	1
	豊浦地区排出量(一般廃棄物のみ)		5,599	5,568	5,470	5,348	5,419
	豊浦地区排出量(産業廃棄物含む)		5,834	5,845	5,806	5,728	5,691
豊北	収集(委託)	収集量合計	1,544	1,535	1,504	1,436	1,410
		燃やせるごみ	1,258	1,250	1,235	1,169	1,150
		粗大ごみ等	43	49	41	47	44
		資源ごみ	242	236	228	220	216
	直接搬入	直接搬入量合計	959	1,002	1,079	1,081	1,066
		一般廃棄物	717	771	829	814	835
		産業廃棄物	242	231	250	267	231
	豊北地区排出量(一般廃棄物のみ)		2,261	2,306	2,332	2,250	2,245
	豊北地区排出量(産業廃棄物含む)		2,503	2,537	2,583	2,517	2,476
	下水路清掃		1,489	1,427	2,454	1,571	1,496
響中継(再掲)		6,603	6,645	6,845	6,567	6,468	
排出量(収集別)	直営収集	収集量合計	34,521	32,187	32,160	29,617	27,704
		燃やせるごみ	29,406	27,260	27,348	24,815	23,222
		粗大ごみ等	2,125	2,196	2,304	2,661	2,481
		資源ごみ	2,990	2,731	2,508	2,140	2,001
	委託収集	収集量合計	21,329	23,050	22,180	24,549	24,904
		燃やせるごみ	14,411	16,388	15,750	18,005	18,517
		粗大ごみ等	274	291	245	273	255
	資源ごみ	6,644	6,371	6,185	6,271	6,132	
	民間搬入 (産廃含む)	収集量合計	45,283	46,160	47,358	45,768	43,832
		一般廃棄物	39,650	39,895	40,448	38,866	37,418
産業廃棄物	5,633	6,266	6,910	6,902	6,414		
拠点回収 使用済小型家電		—	10	14	15	14	
総計	一般廃棄物のみ		95,500	95,142	94,801	93,047	90,040
	産業廃棄物含む・下水路清掃除く		101,133	101,407	101,712	99,950	96,454
	産業廃棄物・下水路清掃含む		102,622	102,835	104,165	101,521	97,951
	集団回収量		4,338	3,927	3,777	3,085	3,150
一般廃棄物排出量(集団回収量含む)		99,838	99,069	98,579	96,133	93,191	
人口(人)		265,026	262,255	259,346	256,400	252,413	
一人一日あたりの一般廃棄物(ごみ)排出量(g/人・日)		1,032	1,035	1,039	1,027	1,012	

注) 表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

② ごみ処理量

単位：t

地区	種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処理量	焼却	89,769	90,449	91,638	89,015	86,967
	焼却灰等再資源化(再掲)	10,384	10,674	10,762	10,816	9,990
	再資源化(資源ごみ)	8,697	8,299	7,932	7,872	7,589
	埋立	4,159	4,072	4,430	4,542	3,306
	固形燃料化	0	0	0	0	0
	水分	0	0	0	0	0
	処理量合計	102,625	102,821	104,000	101,429	97,862

③ 再資源化状況

単位：t

	種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設処理に伴う再資源化量	再資源化量(資源ごみ)	8,697	8,299	7,932	7,872	7,589
	固形燃料	0	0	0	0	0
	焼却灰再資源化物(溶融スラグ+セメント)	10,384	10,674	10,762	10,816	9,990
	再資源化量合計	19,081	18,973	18,694	18,688	17,579
集団回収量	古紙類	4,137	3,743	3,613	2,931	2,994
	古布類	5	6	5	4	5
	金属類	196	178	160	150	152
	集団回収量合計	4,338	3,927	3,777	3,085	3,150
合計(集団回収量含む)		23,419	22,900	22,471	21,774	20,729
一般廃棄物排出量(集団回収量含まない)		95,500	95,142	94,802	93,047	90,040
一般廃棄物排出量(集団回収量含む)		99,838	99,069	98,579	96,133	93,190
再資源化率(%) (集団回収量含まない)		20.0	19.9	19.7	20.1	19.5
再資源化率(%) (集団回収量含む)		23.5	23.1	22.8	22.6	22.2

④ 保有車両

令和3年度末現在

区分	車種	積載量又は容量	台数	定員	備考		
収集用車両	ごみ	パッカー車	4m ²	33	3		
		ダンプ (パワーゲート付深ボディ)	2 t	10	3		
		トラック (1,000cc)	0.7 t	6	3		
		軽トラック	0.35 t	8	2		
	下水路	ダンプ	2 t	3	3		
		バキューム車	3.0kl	1	3		
小計			61				
処理用車両	リサイクルプラザ	中継車	7,700kg・7,600kg	2	2	48, 60	
		大型ダンプ車	10,000kg	1	2	1681	
		ショベルローダー		2	1	SD25-2, SD25-3	
		フォークリフト		2	1	FD25-C3, GENE010	
	奥山	中継車	11,100kg・8,700kg	2	2	33, 277	
		汚泥吸上車	3,250kg	1	3	1048	
		ホイールローダー		2	1	LK230Z-5×2台	
		ショベルローダー		2	1	SD25-2, SD25-6	
		フォークリフト		2	1	FB30-7, FD30T	
	吉母	大型ダンプ車	9,000kg・9,500kg	2	2	1, 134	
		ダンプ車	2,000kg	2	3	350, 405	
		ダンプ車	4,000kg	1	3	1405	
		パワーショベル		4	1	PC450, ZX120, 308CR, PC30	
		ブルドーザー		1	1	D85EX-15	
		ドーザーショベル		1	1	D75S-5	
		パッカー車		2	3	681, 682	
		自走式破砕機		1	1	ZR900TS	
	響	中継車	6,300kg	1	2	160	
		パッカー車	2,500kg	2	3	825, 368	
		ダンプ車	2,000kg	2	3	2400, 4880	
		パワーショベル		3	1	311B, PC75UU-2, ZX75US	
		トラッシュコンパクト		1	1	WF350-1	
		ホイールローダー		1	1	WA100-1	
		フォークリフト		1	1	7FB10	
		自走式破砕機		1	1	ZR900TS	
	彦島	アームロール車		1	3	1562	
	小計			43			
	管理用車両	垢田	普通乗用		1	7	2588
			普通貨物		1	5	6441
			普通乗用		1	5	3238
			小型乗用		1	5	7002
			軽貨物		2	4	7273, 3023
パワーゲート			850kg	1	3	599	
クレーン付トラック			2,000kg	1	3	862	
パトロール車				2	4	3080, 1036	
軽乗用				1	4	4495	
奥山		普通乗用		1	5	1484	
		普通乗用		1	5	3769	
吉母		普通乗用		1	5	3769	
		普通乗合		1	15	ハイエースコミュニーター	
響		軽乗用		1	4	7472	
小計			15				
合計			119				

注) 処理用車両については、重機及びナンバー有車両のみ計上。

環 境 施 設 課

1. 環境施設課の概要

廃棄物の処理にあたりとともに、処理施設（公衆便所を含む）及び清掃用車両等の管理に関する業務を担当している。

2. 所管する主な業務

(1) 廃棄物処理施設の維持管理業務

1) リサイクルプラザ（資源ごみ・粗大ごみの処理及び啓発施設）

資源ごみであるびん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装を選別・圧縮・梱包等の中間処理後、アルミ缶とスチール缶のプレス品は売却、その他の資源ごみは、分別基準適合物として、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、それぞれ再資源化を行っている。戸別収集された燃やせないごみや粗大ごみについては、非破碎のまま売却できる再資源物（廃家電、廃棄自転車、鉄くず等、雑線など）の選別や破碎不適物の除去をした後、破碎処理を行い、アルミ、鉄、可燃物及び不燃物に選別しており、アルミ（非鉄金属）、鉄なども再資源物として売却している。

また、蛍光灯、乾電池、ポケットコイルマットレス、エアゾール缶については、再資源化処理を民間事業者へ委託している。

なお、中間処理で発生した可燃物は、奥山工場で焼却処理、再資源化できない不燃物は、吉母管理場で埋立処分している。

2) 奥山工場（焼却施設）

燃やせるごみの焼却（中間）処理を行う上で発生した熱を利用した発電を行い、施設内の電気を賄うだけでなく、余剰電力は売電している。また、焼却残渣（灰）は県内のセメント原料化施設に搬送し再資源化している。

3) クリーンセンター響（ごみ運搬中継施設、不燃物処理・粗大ごみ処理施設・最終処分場）

豊浦・豊北地区等の廃棄物処理や運搬（中継）等を行っている。びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光灯、乾電池、エアゾール缶はリサイクルプラザへ、燃やせるごみは奥山工場へ運搬し、古紙は、業者に直接売却している。燃やせないごみや粗大ごみの中から、金属くず類（アルミくず、鉄くず、廃家電、廃棄自転車、アルミホイール、雑線）などを手選別（一部解体）を行うなどして、再資源物として売却している。その他再資源化できない不燃物は、場内最終処分場で埋立処分を行っている。

4) 吉母管理場（不燃物処理・粗大ごみ処理施設・最終処分場）

燃やせないごみを受け入れ、中間処理（選別・解体・破碎）を行い、再資源物は売却し再資源化すると共に、可燃物は奥山工場に送り焼却、再資源化できない不燃物は場内の最終処分場で他の施設で中間処理された同様のものと共に、埋立処分している。

5) 彦島工場、豊北中継貯留槽（し尿・浄化槽汚泥処理施設）

彦島工場で市内から排出されるし尿、浄化槽汚泥を処理している。処理の過程で発生する残渣の一部は、奥山工場（焼却施設）の助燃材として利用している。

なお、豊浦・豊北・豊田地区のし尿等は、各地区の中間貯留槽から豊北中継貯留槽を経由、菊川地区は菊川中間貯留槽から直接彦島工場に搬入している。

【し尿・浄化槽汚泥収集量及び処理量】 (k1)

	地区	種別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
収集量	旧下関	し尿	5,055	5,017	4,922	4,614	4,351
		浄化槽汚泥	37,445	37,211	35,297	35,573	36,722
	菊川	し尿	472	449	474	443	455
		浄化槽汚泥	1,524	1,484	1,530	1,672	1,594
	豊田	し尿	695	594	559	547	549
		浄化槽汚泥	2,272	2,405	2,447	2,560	2,552
	豊浦	し尿	3,167	2,970	2,675	2,846	2,787
		浄化槽汚泥	7,244	6,977	7,558	7,793	7,628
豊北	し尿	2,773	2,666	2,669	2,596	2,348	
	浄化槽汚泥	4,438	4,448	4,346	4,595	5,095	
処理量	旧下関	施設処理	42,500	42,228	40,219	40,187	41,073
	菊川・豊田 豊浦・豊北	施設処理	22,725	21,993	22,258	23,052	23,008

(2) 公衆便所維持管理業務

市内162箇所の公衆便所の清掃維持管理業務を行っている。(令和4年8月末現在)

(3) 清掃車両の整備に関する業務

環境部が行っている廃棄物の収集・運搬・処理に係る車両・重機（市所有）の点検整備を行っている。

(4) その他の業務

しものせき環境みらい館（リサイクルプラザ啓発棟）で、資源ごみの分別・リサイクルなどの啓発業務（施設見学、リサイクル講座等）や研修室などの貸出し業務等を行っている。

3. 今後の課題及び特に力を入れている事項

○廃棄物処理施設の長寿命化

経年年数にともない老朽化する各廃棄物処理施設の基幹的設備の改良（更新等）を行うことにより、性能水準を維持することで長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減等を図る。

4. 所管する施設

(1) 下関市リサイクルプラザ

管理施設等

	処 理 棟	ストックヤード棟	啓 発 棟	管 理 棟
所 在 地	下関市古屋町一丁目 18 番 1 号			
能 力	113t/日 (5h)	-	-	-
主 要 設 備	剪断式破砕機 回転式破砕機 びん類自動色選別機	選別後の資源ごみ のストックヤード	リサイクル工房 リサイクル学習設備	下関市環境部庁舎
工 期	平成 13 年 9 月 17 日 ～ 平成 15 年 6 月 30 日			平成 14 年 6 月 24 日 ～ 平成 15 年 3 月 20 日
工 事 費	5,995,500 千円			725,235 千円
延床面積	9,013 m ²	1,343 m ²	4,412 m ²	2,780 m ²
敷地面積	約 31,000 m ²			

処理棟処理能力詳細

燃やせないごみ・粗大ごみ処理系統	40.75 t/1 日
びん・缶処理系統	26.01 t/1 日
ペットボトル処理系統	0.84 t/1 日
プラスチック製容器包装処理系統	21.54 t/1 日
その他	23.20 t/1 日

(2) 奥山工場

焼却施設

	焼 却 炉	
所 在 地	下関市大字井田字桑木 10378 番地	
能 力	180t/24h×1 基	170t/24h×1 基
炉 形 式	ストーカ式	
排ガス処理設備	バグフィルタ	
発 電 設 備	3,180kW	3,600 kW
工 期	平成12年6月22日～平成14年11月30日	平成25年9月30日～平成28年3月18日
建 設 費	11,168,246 千円	5,303,025 千円
延床面積	11,145 m ²	3,161 m ²
敷地面積	約 55,200 m ²	

(3) クリーンセンター響

ごみ運搬中継、最終処分場施設

	ごみ運搬中継施設	最終処分場
所在地	下関市豊浦町大字宇賀13528番地12	
能力	——	埋立容量 49,500m ³
工期	平成20年9月10日～平成21年3月31日	昭和60年8月12日～昭和61年2月19日
建設費	94,198千円	94,442千円
延床面積	3,082m ³	——
敷地面積	5,176m ³	——
備考	——	浸出液処理能力：70m ³ /日

(4) 吉母管理場

	最終処分場
所在地	下関市大字吉母字舟頭10332番地1 (地先)
能力	海面埋立容量 1,273,200m ³
浸出液 処理能力	410m ³ /日
工期	昭和58年8月8日～昭和61年3月25日
建設費	2,904,000千円

(5) 彦島工場

	し尿・浄化槽汚泥処理施設
所在地	下関市彦島福浦町一丁目28番31号
能力	198k1/日
処理方式	固液分離・希釈放流方式
資源化処理方式	助燃剤方式
工期	平成17年8月5日～平成19年3月23日
建設費	2,814,000千円
敷地面積	14,496m ²

(6) 豊北中継貯留槽

	し尿・浄化槽汚泥中継施設
所在地	下関市豊北町大字神田11636番地
能力	貯留槽：160m ³ ×2槽
敷地面積	3,519m ²
備考	——

産 業 振 興 課

1. 産業振興課の概要

創業支援係、商業係、工業係が置かれており、創業、商業、工業、貿易及び中心市街地活性化に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市中心市街地にぎわいプラン

下関市では、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、平成21年12月から平成26年3月までを計画期間とする下関市中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受けた。計画期間は1年の延長が認められ、平成27年3月末をもって同計画は終了した。

同計画が終了した一方、市としては中心市街地のにぎわい創出が喫緊の課題であることから、にぎわいを創出する施策を実行可能なものからスピード感をもって実施していくことが重要との認識のもと、令和元年5月、下関市中心市街地にぎわいプランを策定し、下関市の中心市街地の活性化に係る官民連携会議（通称：下関にぎわい会議）において同プランの進捗状況の確認・協議を行うことで、PDCAサイクルで同プランを毎年度更新している。

(2) 創業支援等事業計画

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を策定し、国の認定を受け、市及び創業支援事業者が連携して窓口相談や創業セミナー等を実施し、創業を支援する。

※創業支援事業者：下関商工会議所、下関市商工会、日本政策金融公庫下関支店、山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、下関市

3. 所管する主な業務

(1) 中小企業近代化高度化促進業務

社会・経済情勢の変化に対応し、中小小売業の近代化・高度化を促進するため、商店街等の競争力強化を図るとともに、新規創業を通じた個店の活性化を促進し、商店街等の振興を図る。

1) 商店街等競争力強化事業

商業団体等が実施する小売商業の活性化を図るための事業、及び商店街等の近代化や環境整備を図るための事業を支援することで、市内の小売商業等の活性化及び商店街等の魅力向

上を図る。

2) 商店街等空き物件活用促進事業

小売業、飲食業及びサービス業を行うために空き物件に入居しようとする中小企業者に対して、空き物件の賃料や店舗改装費等の一部を補助することにより、空き物件解消と円滑な事業展開を支援し商業振興を図る。

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用件数	1 4	1 7	2 2	1 6	5

3) 創業支援事業

市と創業支援事業者の連携による創業支援を推進することにより、地域の創業を促進し、地域の活性化及び雇用の確保を図る。

(2) 工業振興対策業務

本市の地域資源を活用した新商品について、試作・開発費用、販路開拓を補助制度により支援し、もって下関市の Only One 商品の創出を図る「地域資源活用促進事業」や、優れた技術、商品を有し、販路拡大を目指す市内中小企業を対象に、伴走型の販路開拓支援及び商品開発支援を行う「立地企業成長モデル事業」などを実施し、地場産業の活性化を図る。

(3) 金融対策業務

中小企業の置かれている経済情勢や金融環境を踏まえ、制度融資の内容を充実し、中小企業のセーフティネットとしての役割を担うとともに、経営革新や新規創業の促進を図る。

(4) 中心市街地活性化促進業務

中心市街地活性化を図るため、にぎわい創出に向けた事業を実施する。また、活性化の効果を検証するため歩行者等通行量調査を実施する。

(5) 貿易振興対策業務

海外事業展開を志向する市内中小企業に対し、疑似的な貿易商社「下関地域商社」を構成する市と連携した「産・官・学・金」の各主体がノウハウを持ち寄り、情報収集から貿易実施に至るまでの支援を行う「下関地域商社事業」や、山口県と連携し、友好都市である山東省、青島市の企業と県内企業、市内企業との商談会の実施などを通じ、中小企業の海外への販路開拓を支援する。

(6) その他の主な業務

これらの他に、企画調整業務【創業支援係】、商工業振興センター管理業務【創業支援係】、中小企業等振興対策業務【商業係】、計量器検査業務【工業係】などの業務を行っている。

4. 所管する施設

(1) 下関市商工業振興センター

1) 沿革

社会・経済情勢の変化に対応し、商工業の振興を図るため、地域商工業の中核的施設として、昭和61年7月に設置した。平成18年度より指定管理者制度を導入し、平成26年度に空調設備、平成29年度に高圧受電設備、令和2年度に外壁を大規模改修した。

2) 施設の概要

所在地 下関市南部町21-19 下関商工会館内（1階及び3階）

敷地面積 1,495.73㎡ 建築面積 817.74㎡

建築延面積 4,048.45㎡のうち1,925.05㎡

施設使用料

(単位:円)

使用区分 室名		午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
研修室 (1)	室使用料	1,480	1,910	2,240	3,180	4,050	5,120
	冷暖房使用料	1,130	1,490	1,490	2,990	3,370	4,860
研修室 (2)	室使用料	2,110	2,770	3,080	4,680	5,650	7,360
	冷暖房使用料	1,600	2,130	2,130	4,270	4,810	6,960
研修室 (3)	室使用料	840	1,170	1,270	2,010	2,240	2,870
	冷暖房使用料	550	730	730	1,460	1,650	2,380
会議室	室使用料	1,580	2,240	2,440	3,720	4,580	5,750
	冷暖房使用料	1,260	1,690	1,690	3,380	3,790	5,490

指定管理者名：下関商工会議所（非公募、R8.3.31まで）

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

3) 施設の現況(平成29年度～令和3年度実績)

実績	利用者数(人)	使用料収入(円)
29年度	16,267	641,920
30年度	18,811	657,200
元年度	18,454	551,190
2年度	16,639	148,050
3年度	12,838	291,610

産業立地・就業支援課

1. 産業立地・就業支援課の概要

産業立地係及び就業支援係が置かれており、企業立地及び就業支援に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 下関市企業誘致アクションプラン

令和2年度から令和6年度までの5年間を対象として計画的な企業誘致活動を展開するため、本市の企業誘致の5つの方向性（①継続的な製造業等の誘致や立地企業の拡大投資の支援、②オフィス（支店等）の誘致促進、③ICT企業の集積促進、④ICT人材の育成、⑤オフィスの建設促進）を定めた。

(2) 下関市雇用対策協定に基づく事業計画

本市と山口労働局は、密接な連携のもとに雇用・労働環境の改善と就業支援の強化を図るための雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に推進することを目的として、平成28年3月24日に下関市雇用対策協定を締結している。これに基づき、若年者、女性、高齢者、障害者、生活保護受給者等の雇用対策及び誘致企業等の人材確保対策を進める。

3. 所管する主な業務

(1) 企業支援業務

下関市企業立地促進条例に基づく企業立地促進奨励金や地域経済牽引事業促進補助金等を交付することで、企業の立地を促進し、もって本市産業の振興と雇用機会の拡大を図る。

(2) 企業誘致業務

展示会への出展や企業訪問、ホームページ等を活用し、本市の優位性や優遇制度をPRすることにより、市外企業の誘致に取り組む。立地企業に対しては、定期的な訪問により、情報の入手やアフターケアに努めるとともに、各種支援制度を情報提供することで拡大投資を促進する。

また、事務系企業、特に情報系企業の立地を促進するため、既存ビルの環境整備やオフィスビル建設費用の一部を補助し、若年層や女性の雇用が期待できる産業分野の企業誘致に取り組む。

(3) 若者の地元就職支援事業

早い時期から職業意識や職業観を高め、若者の社会的・職業的自立や、学校から社会・職業への円滑な移行、そして地元就職までを支援するため、中高生及び新卒者を対象とした職業体験イベントや企業説明会などの地元就職支援事業を実施する。

(4) 就職マッチング支援事業

国・県の職業紹介や雇用対策等を担う機関と連携し、本市の実情や課題に対応するため一体となって取り組む雇用対策事業として、女性や高齢者をはじめ、幅広い世代の求職者を対象とした就職面接会、セミナーや広報活動等を実施する。

(5) その他の主な業務

これらの他に、勤労者金融対策業務、高齢者労働能力活用業務、勤労青少年ホーム管理運営業務、勤労福祉会館管理運営業務、勤労者総合福祉センター管理運営業務などの業務を行っている。[いずれも就業支援係]

4. 所管する施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

※利用実績のうち、令和2年度、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設休館の影響あり。

(1) 下関市勤労青少年ホーム

1) 沿革

勤労青少年福祉法に基づき、35歳未満の勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図るため、昭和48年開館した。平成18年度より指定管理者制度を導入した。

2) 施設の概要

所在地 下関市彦島老の山公園1-1

敷地面積 1,800 m²

建築面積 466.06 m²

建築延面積 1,012.12 m²

施設使用料

(単位:円)

室名\区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	冷房(1時 間当たり)	暖房(1時 間当たり)
軽運動室	840	1,040	1,270		
音楽室	310	410	520	100	150
第1集会室	840	1,040	1,270	210	310
第2集会室	210	210	310	100	150
料理講習室	630	840	1,040	100	150
和室	410	630	840	210	310

指定管理者名：一般財団法人下関市公営施設管理公社（公募、R8.3.31まで）

3) 施設の現況(平成29年度～令和3年度実績)

実績	利用者数(人)	使用料収入(円)
29年度	21,720	1,093,940
30年度	20,189	956,735
元年度	20,248	738,030
2年度	6,226	631,610
3年度	6,742	607,725

(2) 下関市豊浦勤労青少年ホーム

1) 沿革

勤労青少年福祉法に基づき、35歳未満の勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図るため、昭和58年開館した。直営施設。

2) 施設の概要

所在地 下関市豊浦町大字黒井2351

敷地面積 3,641.44 m²

建築面積 858.89 m²

建築延面積 1,060.07 m²

施設使用料

(単位:円)

室名\区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	冷房(1時間 当たり)	暖房(1時間 当たり)
軽運動場	310	310	310		
音楽室	310	310	310	100	150
講習室	310	310	310	210	310
料理講習室	310	310	310	100	150
和室	310	310	310	100	150
新和室	310	310	310	210	310

3) 施設の現況(平成29年度～令和3年度実績)

実績	利用者数(人)	使用料収入(円)
29年度	14,160	576,750
30年度	14,577	554,650
元年度	15,113	491,995
2年度	10,557	414,985
3年度	9,678	376,875

(3) 下関市勤労福祉会館

1) 沿革

勤労者の教養、文化の向上と余暇活動の充実を図り、会館の円滑な運営を行うとともに、勤労者福祉増進対策事業を行うなど、勤労者の福祉の増進を図るため、昭和56年開館した。平成18年度より指定管理者制度を導入した。

2) 施設の概要

(本館)		(体育館)	
所在地	下関市幸町8-16	所在地	下関市幸町8-15
敷地面積	1,746.19㎡	敷地面積	1,620.38㎡
建築面積	806.35㎡	建築面積	994.98㎡
建築延面積	2,923.12㎡	建築延面積	1,887.29㎡

施設使用料

(単位:円)

室名\使用 区分	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日	冷房(1 時間当 たり)	暖房(1 時間当 たり)
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで		
ホール	4,890	5,960	7,030	9,800	12,040	16,320	310	520
第1会議室	1,480	1,800	2,110	2,980	3,830	5,010	210	310
第2会議室	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
第3会議室	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
第4会議室	1,170	1,370	1,580	2,340	2,650	3,830	210	310
第5会議室	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
第6会議室	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
研修室	1,170	1,370	1,580	2,340	2,650	3,830	210	310
クラブ室(A)	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
クラブ室(B)	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
和室(松)	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
和室(竹)	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
和室(梅)	310	410	520	680	840	1,040	100	150
図書室	630	740	840	1,270	1,480	2,010	100	150
娯楽室	940	1,040	1,170	1,800	2,010	2,870	100	150

指定管理者名：公益財団法人下関勤労福祉振興財団（非公募、R8.3.31まで）

3) 施設の現況(平成29年度～令和3年度実績)

	利用者数(人)		使用料収入(円)	
	本館	体育館	本館	体育館
29年度	91,617	36,960	10,621,322	2,906,050
30年度	84,886	36,475	9,721,892	2,510,750
元年度	73,229	30,727	8,601,548	2,230,940
2年度	41,591	22,595	5,822,339	2,002,690
3年度	45,497	23,242	6,135,912	2,069,255

(4) 下関市勤労者総合福祉センター

1) 沿革

勤労者の福祉の充実及び勤労意欲の向上を図るため、平成4年雇用能力開発機構が建設し、平成15年下関市が建物を購入した。平成21年敷地を競艇事業局より有償所管換した。

2) 施設の概要

所在地 下関市長府扇町4-10

敷地面積 5,198.92 m²

建築面積 1,411.83 m²

建築延面積 1,969.44 m²

施設使用料

(単位:円)

室名\ 使用区分	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日	冷房(1 時間当 たり)	暖房(1 時間当 たり)
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで		
第1会議室	1,370	1,910	1,910	2,980	3,410	4,680	210	310
第2会議室	840	1,040	1,040	1,700	1,910	2,650	100	150
第3会議室	840	1,040	1,040	1,700	1,910	2,650	100	150
視聴覚室	1,800	2,340	2,340	3,720	4,250	5,860	210	310
第1研修室	1,370	1,800	1,800	2,980	3,310	4,580	210	310
第2研修室	1,370	1,800	1,800	2,980	3,310	4,580	210	310
第1教養 文化室	1,040	1,360	1,360	2,170	2,470	3,480	210	310
第2教養 文化室	750	960	960	1,540	1,770	2,470	100	150

指定管理者名：一般財団法人下関市公営施設管理公社（公募、R8.3.31まで）

3) 施設の現況(平成29年度～令和3年度実績)

実績	利用者数(人)	使用料収入(円)
29年度	57,868	5,157,270
30年度	48,993	4,115,070
元年度	58,634	5,047,980
2年度	33,429	4,072,440
3年度	39,495	4,370,590

農 業 振 興 課

1. 農業振興課の概要

(1) 農政係

1) 農業振興地域の整備に関すること

市の農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域の保全等に関する業務を行う。

2) 農業委員会との連絡調整及び当該委員会に係る事項のうち市長の権限に属する事務に関すること

農業委員会との連絡調整、農業委員の選任に関する業務を行う。

(2) 産地振興係

1) 水田の有効利用及び農産物の生産振興に関すること

主食用米の需要動向等に関する情報の提供や主食用米に代わる推進作物等の生産拡大に関する業務を行う。

野菜、果樹、花き等の園芸作物の安定生産と品質確保に必要な生産基盤の整備等への支援業務を行う。

2) 畜産振興及び家畜伝染病予防に関すること

畜産経営の安定に必要な機械・施設等の整備や飼養技術・生産意欲の向上を図るための各種支援業務を行う。

家畜伝染病の予防に関する業務を行う。

(3) 担い手支援係

1) 農業の担い手及び女性農業者の育成に関すること

集落営農法人や認定農業者等の担い手、新規就農者、女性農業者等の育成に関する業務及び6次産業化支援に関する業務を行う。

担い手への農地の集積に対する支援及び地域における農地の有効活用を図るための「人・農地プラン」の作成支援等の業務を行う。

2) 農業生産に係る施設等の整備に関すること

米、麦、大豆、野菜等の生産拡大等を行う担い手に対し、必要な施設・機械整備等への支援業務を行う。

(4) 有害鳥獣対策室

1) 有害鳥獣被害防止業務

農林作物の被害を防止するため、有害鳥獣侵入防止柵等の設置支援業務を行う。

2) 有害鳥獣捕獲業務

下関市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊による個体数調整を行う。

3) 鳥獣保護法関連業務

有害鳥獣等の捕獲許可（交付・変更・返納等）及び従事者証発行に関する業務を行う。

4) ジビエ有効活用推進業務

下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設

（みのりの丘ジビエセンター）を管理運営し、ジビエの有効活用を図る。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 下関農業振興地域整備計画

下関市における圃場整備農地など優良な農業地域の保全と当該農業地域での農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進するための計画。

・令和3年度末

農業振興地域 (ha)	農用地区域 (ha)
54,402.0	7,007.5

(2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

下関市における育成すべき農業経営体の目標営農類型を示すとともに必要な農用地の利用集積、経営管理の合理化等を促進するための基本的な構想。

(3) 下関市鳥獣被害防止計画

下関市内における有害鳥獣による農林作物への被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲や地域ぐるみでの侵入防止柵の設置等の被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために策定する。

3. 所管する主な業務

(1) 農業経営基盤強化促進対策業務

新規就農者や認定農業者の確保、集落営農法人の育成及び担い手への農地集積の促進に向けた支援を行う。

また、市内のそれぞれの集落・地域において、徹底的な話し合いにより集落地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図である「人・農地プラン」の作成・支援を行う。

担い手経営体及び人・農地プラン (令和4年3月末)

(単位：人、経営体、プラン数)

新規就農者 (就農後5年以内)	認定農業者	集落営農法人	人・農地プラン
6	248	35	55

(2) 農山村等振興対策事業**1) 環境保全型農業直接支払事業**

化学肥料、化学合成農薬の使用量の低減などによる環境にやさしい営農活動への取組みを支援する。

・令和3年度実績

申請団体数	取組面積(ha)
10	89.0

(3) 米政策推進事業

農業者に対し、需要動向等に関する情報の提供を行うとともに、経営所得安定対策への加入促進や現地確認等、戦略作物である麦・大豆等の作付拡大などによる水田の高度利用等に向けた取組みを行う。

作物生産状況

作物名	作付面積(ha)	単収(t/10a)	生産量(t)
水稻(R3)	3,280	512	16,800
麦(R3)	409	288	1,179
大豆(R3)	101	55	56

(令和3年度作況調査)

(4) 有害鳥獣捕獲業務

有害鳥獣による農林業被害の減少を図るため、防護柵の設置に対する補助や、有害鳥獣の捕獲、モンキードッグを活用した追い払い活動の支援等を行っている。

また、捕獲したイノシシやシカを、ジビエセンターで食肉加工を行い、地域資源として有効活用を図っている。

イノシシ・シカの捕獲頭数の推移

(単位：頭)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
イノシシ	725	896	940	1,509	1,361
シカ	1,467	1,408	1,578	1,822	2,274
ジビエセンター処理実績	719	708	670	669	1,273

(5) その他の主な業務

1) 生産・流通基盤整備事業

高品質化、ブランド化等に取り組む産地に対して、生産体制の整備等を支援し、安全で高品質な園芸作物の生産拡大による競争力の高い園芸産地を育成する。

2) 畜産振興一般業務

和牛のブランド化を目指し、優良な子牛（繁殖、肥育）の導入や飼養施設の整備等を支援する。また、家畜の疾病予防や防疫対策に取り組む。

飼養頭羽数

項目	肉用牛	乳用牛	採卵鶏
飼養戸数（戸）	79	20	6
飼養頭羽数（頭、羽）	2,520	1,059	513,520

令和4年山口県畜産調査票（令和4年2月1日現在）

4. 所管する施設

(1) 下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設（みのりの丘ジビエセンター）

1) 沿革

下関市内におけるイノシシ及びニホンジカによる農林作物等の被害軽減対策に取り組む際の負担軽減及び意欲向上を図り、市内で捕獲した有害獣の肉をジビエと称して食用肉に処理し地域資源として活用する。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊田町大字八道1092番地2		
設置年月日	平成25年4月1日		
構造	木造平屋建		
建築面積	79.50㎡（プレハブ冷蔵庫を除く）		
延床面積	65.42㎡（プレハブ冷蔵庫を除く）		
総事業費	56,148千円		
名称	規模	数量	備考
荷受室	4.88㎡	1室	
前処理室	14.91㎡	1室	
処理室	14.91㎡	1室	
包装室	24.00㎡	1室	
更衣室	4.97㎡	1室	
トイレ	1.75㎡	1室	
プレハブ冷蔵庫(屋外)	12.15㎡	1基	令和3年2月設置

浄化槽設備	排水処理槽 (3.0 m ³ /日) 担体流動・ろ過方式 合併処理浄化槽 (1.0 m ³ /日) 接触ろ過方式
指定管理者	静食品株式会社 (公募、R8.3.31 まで)
業務内容	①使用の受付・使用許可及び使用料の徴収に関する業務 ②利用促進に関する業務 ③事業報告書等の作成に関する業務 ④施設の保守点検・清掃に関する業務 ⑤塵芥処理に関する業務 ⑥水質検査に関する業務
公共施設の適正配置に関する方向性	2015 年度から 2034 年度の期間内は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
処理頭数 (頭)	719	708	670	669	1,273

水 産 振 興 課

1. 水産振興課の概要

(1) 総務係

1) 水産業関係事業の管理調整業務

水産業の振興に係る企画調整、水産業の金融、水産業団体及び栽培漁業センターとの調整を行う。

(2) 振興係

1) 水産業振興に関する業務

水産物の加工、流通や漁場の造成等、水産業の振興に関する業務を行う。

(3) くじら産業推進室

1) 「くじらの街下関」の推進に関する業務

鯨食の普及促進、鯨肉の消費拡大及び捕鯨船団の母港化に関する業務を行う。

(4) 下関市栽培漁業センター

1) 栽培漁業に関する業務

水産有用種の種苗を中間育成して供給するとともに、並行して試験（中間育成・種苗生産）を行う。

2) 施設の維持管理業務

下関市栽培漁業センター施設の維持管理を行う。

2. 所管する主な業務

(1) 栽培漁業センター運營業務

水産資源の増大を図るため、アワビ・クルマエビ・ガザミ・キジハタ・アカウニ種苗の中間育成（アカウニは種苗生産を含む）事業を実施し、放流するための種苗を漁業者等へ提供するとともに、漁業者等が行う中間育成及び種苗放流の指導、並びに放流効果調査や漁場調査等を行い栽培漁業の推進を図る。

中間育成事業実績（令和3年度）

種 類	中間育成数	売払種苗数	備 考
中間育成事業			
アワビ	220,000 個	150,500 個	アワビの売払種苗は令和2,3年度の中間育成種苗
クルマエビ	200,000 尾	110,000 尾	
ガザミ	470,000 尾	212,000 尾	
キジハタ	21,600 尾	18,000 尾	
アカウニ	50,000 個	12,000 個	
種苗生産事業			
アカウニ	19,000 個	6,750 個	アカウニの売払種苗は令和2,3年度の生産種苗

(2) ニューフィッシャー確保育成推進事業

新規漁業就業者の定着を図るため、漁業技術等の習得や就業直後の経営の立ち上がりを支援する。また、新規漁業就業者が経営開始時に必要である漁船、漁具等の生産基盤設備の導入に対して支援する。さらに、漁業会社等が、新たに雇用した漁船乗組員の技術力向上を図るために実施する実践的な研修に要する経費を支援する。

支援実績（令和3年度）

経営自立化支援7名

生活・生産基盤整備1名

(3) くじらの街下関推進事業（くじら文化発信事業）

くじら給食の提供による鯨食の普及促進をはじめ、下関市鯨肉消費拡大推進協議会等と連携した鯨肉の消費拡大の取組や、捕鯨母船の係留や乗組員等の移住に対する支援を通じて受入態勢の強化を図り、捕鯨船団の母港化を目指す。

令和3年度実績

- ・令和4年2月、本市の造船会社で新たな捕鯨母船の建造が決定
- ・くじら給食10万食の提供
- ・市内の飲食店100店舗以上で鯨料理を提供

(4) その他の主な業務

1) 種苗放流事業

漁業生産の安定化、水産資源の維持増大のため、漁協及び漁業関係団体が行う種苗放流事業に対して事業費の一部を助成する。

事業実績 (令和3年度)

事業名	種類	直接放流数	中間育成数
種苗放流事業 (海面)	クルマエビ	110,000 尾	—
	ガザミ	110,000 尾	—
	アワビ	43,600 個	—
	ヒラメ	67,500 尾	—
	キジハタ	14,000 尾	—
	オニオコゼ	35,000 尾	—
	カサゴ	23,750 尾	—
	アカアマダイ	1,000 尾	—
	アカウニ	10,750 個	—
	バフンウニ	10,000 個	—
	ナマコ	14,000 個	—
	アサリ	19,000 個	—
種苗放流事業 (内水面)			
吉田川漁業協同組合	モクズガニ	20,000 尾	—
	ヤマメ	2,600 尾	—
	アユ	200 kg	—
	ウナギ	10 kg	—
粟野川漁業協同組合	アユ	150 kg	—
	モクズガニ	10,000 尾	—
	ウナギ	10 kg	—

2) 下関漁港振興対策事業

特定第三種漁港としての機能強化と水揚げ増進を目的として、下関漁港施設の整備拡充を図り、山口県が施行する整備事業等の事業費の一部を負担する。

3) 水産基盤整備事業

沿岸漁業者の経営安定を図るため、山口県が行う下関市外海地区でのキジハタ等の栽培漁業対象種の資源増大を目的とした漁場増殖場造成事業の事業費の一部を負担する。

事業期間 平成29年度～令和6年度

4) 水産物ブランド化推進事業

下関ふくブランドの強化を図るため、ふくに関するセミナーの開催やPR用のリーフレットの制作を行う。また、日本一の水揚げを誇る「下関漁港あんこう」を始めとする沖合底びき網漁業の漁獲物をPRすることにより、販路拡大や魚価向上を図る取組に対する費用の一部を負担する。

さらに下関市の水産物5大ブランドを中心に、「新しい生活様式」に対応したデジタル動画やデジタルパンフレットを整備し、水産関係団体や加工販売事業者等と連携した効果的なPRを実施する。(令和3～5年度)

事業実績（令和3年度）

- ・沖合底びき網漁業ブランド化推進 学生料理グランプリの開催など
- ・「ふく」「特牛イカ」の動画制作、「特牛イカ」のデジタルパンフレットの制作
- ・「下関ふく」フォトコンテスト（2回開催）、「特牛イカ」の消費喚起イベント開催

5) 水産多面的機能発揮対策事業

漁業者が中心となつて行う水産業及び漁村の多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援する。

事業期間 令和3年度～令和7年度（第3期）

6) 離島漁業対策事業

離島地域の漁業者が自ら漁業集落協定を締結し、離島漁業の振興と離島地域の活性化を目指し実施した漁業振興のための取組や集落の創意工夫を生かした取組に対し支援する。

事業期間 令和2年度～令和6年度（第4期）

7) 魚さい処理安定化促進事業

水産物の加工・流通過程において発生する魚さいの安定的な処理体制の維持及び魚粉等への再資源化による循環型社会の推進のため、平成25年度に実施した施設整備に係る借入金の利子相当額を助成するとともに、魚さい発生者が負担する収集運搬経費の一部を助成し、本市水産加工業の発展及び魚市場等での流通の拡大を促進する。

8) 外国人漁業研修生受入事業

漁業技術の習得を目的として来日したインドネシア共和国からの外国人漁業研修生を支援し、国際協力と両国間の友好親善の推進を図る。

3. 所管する施設

(1) 下関市栽培漁業センター

1) 沿革

昭和28年	本市の沿岸漁業の振興を図るため、大字宇部に水産指導所を整備 内海側のノリ養殖事業の指導を実施
昭和39年	大字吉見に水産指導所分所を設置 ワカメ種苗の培養を行い、市内各漁協に配布
昭和52年	大字宇部の水産指導所を廃止し、吉見に統合
昭和53年	アワビ種苗の中間育成施設を整備
平成6年	ワカメ種苗の生産を終了
平成15年	施設の老朽化や需要拡大に対応するため、水産指導所を廃止し、新たに栽培漁業の拠点として、大字吉母に下関市栽培漁業センターを整備
平成26年	アワビ種苗に対する需要の増加やキジハタ、アカウニ種苗への対応が必要となったことから、既存施設の敷地内に追加の育成施設等を整備

2) 施設の概要

所在地	下関市大字吉母字黒嶋1491番地
設置	平成15年5月
面積	敷地面積 10,109.46 m ² 建築面積 (ア)管理棟 208.38 m ² (イ)アワビ棟 924.00 m ² (ウ)クルマエビ・ガザミ施設 1,340.87 m ² (エ)第2育成棟 539.40 m ² (オ)着水槽 34.00 m ² (カ)沈殿槽 25.50 m ² (キ)機械棟 112.00 m ² (ク)海水ろ過機 35.07 m ²
建築事業費	888,147,000 円
業務内容	(ア)アワビ、クルマエビおよびガザミ棟の中間育成事業 (イ)水産有用種の種苗生産試験事業および中間育成事業 (ウ)増養殖に関する技術指導 (エ)漁場調査および追跡調査棟
公共施設の適正配置に関する方向性	2015年度から2034年度の期間内は、存続する方向で検討

3) 施設の現況 (令和4年3月31日現在)

生産能力

種類	大きさ(mm)	生産能力
アワビ	30	20万個
クルマエビ	30	100万尾
ガザミ	11	20万尾
アカウニ	20	4万個
キジハタ	50	3万尾

4) 将来計画

漁業者の種苗に対する需要や漁場環境の変化などを踏まえ、柔軟に対応し、効率的かつ効果的な資源の増大を図る。

農 林 水 産 整 備 課

1. 農林水産整備課の概要

(1) 管理係

1) 深坂自然の森、森の家下関管理業務

深坂自然の森、森の家下関の指定管理等に関する各種事務手続きを行う。

2) 王喜農村センターの管理業務

王喜農村センターの指定管理等に関する各種事務手続きを行う。

3) 公有財産管理業務

ほ場整備区域内等における公有財産の取得・管理・処分等に関する現地立会、事務手続きを行う。

漁港区域又は海岸保全区域内における公有財産の占有、使用及び公有水面の埋立て等に関する許可等の事務手続きを行う。

(2) 耕地係

1) 土地改良法に基づく土地改良事業

土地改良事業として、農地・農業用施設の保全・管理及び災害復旧、ほ場をはじめ、ため池・農業用水路等の農業生産基盤の整備を行う。

2) 農山村等振興事業に関すること

中山間地域等の農業生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための支援及び農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農活動に対しての支援業務を行う。

(3) 森林係

1) 森林法に基づく市有林造林事業

下関市有林野森林経営計画に基づき、計画的造林保育事業を行う。

2) 林業用施設の災害復旧事業

異常気象（台風等）により被災した林業用施設の災害復旧事業及び小規模治山事業を行う。

(4) 漁港係

1) 漁港施設等管理に関する業務

漁港施設、海岸保全施設その他関連施設の整備及び維持管理を行う。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市森林整備計画

下関市内における森林の伐採、造林、保育その他森林の整備等に関する事項を定め、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させ、各機能の充実と調整を図り、適正な森林施業を実施することにより、健全な森林資源の維持増進を図る。

3. 所管する主な業務

(1) 農業競争力強化基盤整備事業

農地集積に伴う大区画化、水田汎用化対策及び農業用排水施設を整備し、営農効率の向上や大規模な営農体系を構築するとともに担い手への農地集積を促進し、農業競争力の強化を図る。

番号	管内	地区名	受益面積 (ha)	主要工事概要	予定工期
1	本庁	王喜東	54	区画整理 54ha、暗渠排水 54ha、防止柵	H29～R8
2	本庁	王喜白崎	25	区画整理 25ha、暗渠排水 25ha	R1～R8
3	本庁	王喜宇津井	21	区画整理 21ha、暗渠排水 21ha	R3～R9
4	本庁	内日東	93	区画整理 37ha、暗渠排水 56ha、パイプライン、防止柵	H29～R9
5	本庁	内日北第1	38	区画整理 19ha、暗渠排水 19ha	R4～R10
6	本庁	新田	33	区画整理 33ha、暗渠排水 33ha、パイプライン	H30～R9
7	本庁	諏訪	21	区画整理 21ha、暗渠排水 21ha、防止柵	H30～R8
8	本庁	肥田	27	区画整理 27ha、暗渠排水 27ha、防止柵	R2～R9
9	菊川	七見	46	暗渠排水 46ha、パイプライン、農道舗装、防止柵	H27～R7
10	菊川	下保木	45	暗渠排水 45ha、パイプライン、防止柵	H29～R6
11	豊田	槇泉	30	暗渠排水 30ha、パイプライン、農道舗装、防止柵	H28～R5
12	豊田	高熊	14	暗渠排水 14ha、農道舗装、防止柵	H28～R1
13	豊北	後地・荒田	13	区画整理 7ha、暗渠排水 13ha、防止柵	H28～R7
14	豊北	小野朝生	47	暗渠排水 47ha、パイプライン、防止柵	H29～R6

(2) 多面的機能支援事業

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成の多面的機能を有しており、農業の多面的機能の維持・発揮のために地域の各活動組織が取り組む「農地維持活動」、「資源向上活動」等の共同活動に対し支援する。

活動組織数及び対象農用地面積推移

項目	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
活動組織数(団体)	29	28	24	24	25
農地維持活動面積(ha)	4,394	4,533	4,276	4,325	4,345
資源向上活動面積(ha)	4,387	4,525	4,276	4,325	4,345

(3) 中山間地域等直接支払推進事業

中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能を確保するために集落協定に定めた集落ぐるみで行う様々な活動を支援し、農用地の保全に努める。

活動協定数及び対象農地面積推移

項目	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
協定数	113	114	114	100	101
交付対象農地面積(ha)	2,112	2,124	2,123	1,892	1,994

(4) 市有林造林事業

森林経営計画に基づき 5,265ha の市有林の計画的造林保育事業を実施し、森林資源の保全を推進することにより、水源かん養・山地災害防止・生活環境保全・木材生産機能の向上を図る。

市有林造林事業(実績)

項目	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
保育事業[除伐、間伐、枝打ち等](ha)	124.04	105.65	116.91	127.17	110.12
作業路開設(m)	6,804	3,346	5,880	3,196	5,526

(5) 漁港・海岸関係事業**1) 機能保全事業**

施設の長寿命化・コスト縮減を図るため、機能保全計画を策定し、工事を実施する。

事業期間	事業概要	地区名	場 所
平成 21 年度 ～ 令和 9 年度	機能保全計画策定、 機能保全工事	下関市	安岡漁港、吉見漁港、吉母漁港、 王喜漁港
		豊浦	室津下漁港、涌田漁港、川棚漁港、 小串漁港、宇賀漁港
		豊北	肥中漁港、角島漁港、矢玉漁港、 和久漁港、島戸漁港、阿川漁港
		下関離島	蓋井島漁港、六連島漁港

2) 機能強化事業

漁港における高潮・波浪対策として、防波堤や岸壁等の嵩上げ改良等漁港施設の機能強化にかかる整備を実施する。

事業期間	事業概要	地区名	場 所
令和 2 年度 ～ 令和 8 年度	B 防波堤延伸 60m、 北防波堤改良 64m、 物揚場(嵩上げ)199m	豊浦	川棚漁港

3) 海岸保全施設整備事業

沖合離岸堤の整備及び波返し工の施工を行い背後地の防護を図る。

事業期間	事業概要	地区名	場 所
平成 25 年度 ～ 令和 9 年度	離岸堤 140m、 護岸 (改良) 921m	豊浦	宇賀漁港海岸
令和 2 年度 ～ 令和 5 年度	護岸整備 127m	本庁	安岡漁港海岸

(6) その他の主な業務

これらの他に、県営ため池等整備事業、県営水利施設整備事業、農業生産基盤整備事業などの農業関係業務や市有林管理業務、林道・作業道事業、市行造林事業、治山事業、林業団体等の育成業務、生活環境保全林等の管理などの林業関係業務、漁港施設や海岸保全施設の管理、整備などの漁業関係業務を行っている。

4. その他

民有林振興業務において、森林経営管理法の施行（平成31年4月1日）に伴い、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的として、経営や管理が適切に行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認し、適切な経営や管理が図られるよう市が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐ、新たな森林管理システムを構築するとともに、林業経営に適さない森林について、市が森林所有者から受託し森林整備を実施することにより、森林の適切な管理を図る。

5. 所管する施設

(1) 下関市王喜農村センター

1) 沿革

航空自衛隊小月基地建設に当たり地域への補償の一環として設置された地域農業者の研修及び集会の用に供する施設。

2) 施設の概要

所在地	下関市王喜本町一丁目12番8号
設置年月日	昭和59年4月1日
総事業費	41,567千円
構造	鉄骨平屋建て
敷地面積	1,416.06㎡
建築面積	193.56㎡
延床面積	179.69㎡
施設内容	大研修室、小研修室、会議室、調理実習室、ホール、事務室、トイレ
指定管理者	下関土地改良区（非公募、R8.3.31まで）
業務内容	①施設の使用許可等に関すること ②業務報告書の作成 ③施設・設備の維持管理に関すること
公共施設の適正配置に関する方向性	公益的な利用がされていることから、中期(2023～2028年度)に利用団体等に譲渡する方向で検討する。

3) 施設の現況

利用状況

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用回数(回)	185	161	142	78	94
延べ利用人数(人)	1,919	1,467	1,280	679	842

(2) 下関市深坂自然の森

1) 沿革

森の持つ自然環境に親しみ、市民の情操と健康の増進に資する。

2) 施設の概要 [主要施設]

所在地	下関市大字蒲生野字深坂		
設置年月日	昭和55年4月1日		
区域面積	250ha (深坂市有林 324ha のうち、ため池上部)		
名称	規模	数量	設置年度
キャンプ場	23,000 m ²	1ヶ所(80区画)	昭62~63年度
林間広場	3,400 m ²	5ヶ所	昭53年度
芝生広場	6,178 m ²	1ヶ所	昭62~63年度
親水広場	1,200 m ²	1ヶ所	平2年度
木とのふれあい広場	吊橋L=17m 木製遊具	1ヶ所	平2年度
展望台	2,410 m ²	1ヶ所	昭61~63年度
休憩施設(四阿)	—	2棟	昭46・54年度
駐車場	5,472 m ²	6ヶ所	昭52・62年度、平元・26年度
便所	128 m ²	8ヶ所	昭53~平元年度
林道深坂線	W=4~6m	L=1,602m	昭49年度
林道深坂支線	W=3m	L=610m	昭59年度
林間歩道・自然探索路	—	L=9,802m	昭51~平3年度
旧管理棟	97.66 m ²	1ヶ所	昭54、平18年度
指定管理者	みさかの森自然学校共同事業体(公募、R8.3.31まで)		

業務内容	①使用の受付・使用許可及び使用料の徴収に関する業務 ②利用促進に関する業務 ③事業報告書等の作成に関する業務 ④施設の保守点検・清掃に関する業務 ⑤林道・林間歩道・広場・駐車場・遊具の管理に関する業務 ⑥塵芥処理に関する業務 ⑦水質検査に関する業務 ⑧保安警備に関する業務
公共施設の適正配置に関する方向性	「減築済」であるが、2015年度から2034年度の期間内は継続する方向で検討する。

3) 施設の現況

利用状況[キャンプ場]

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用人数(人)	23,307	24,158	25,771	13,158	15,917

(3) 森の家下関

1) 沿革

木材及び木造建築物の良さを普及啓発するため木造建築物の普及促進のシンボルとなるモデル木造施設を建設することにより、木造利用の促進、需要の拡大を図るとともに、深坂自然の森を訪れ、自然環境に親しむ児童をはじめ一般市民の情操と文化の向上に寄与する研修イベント等の利用に供する施設。

2) 施設の概要 [主要施設]

所在地	下関市大字蒲生野字深坂(下関市深坂自然の森地内)
設置年月日	平成元年4月1日
構造	木造彩色石綿セメント板葺 一部2階建
敷地面積	2,892.25㎡
建築面積	1,115.56㎡
延床面積	994.97㎡(1階:703.66㎡ 2階:291.31㎡)
総事業費	189,800千円

名 称	規 模	数 量	備 考
研 修 室	181.44 m ²	2 室	宿泊室を兼ねる
指 導 員 室	19.44 m ²	2 室	宿泊室を兼ねる
会 議 室	25.92 m ²	1 室	
和 室	12.96 m ²	1 室	
木 工 室	49.30 m ²	1 室	
調理実習室	51.84 m ²	1 室	
多目的ホール	414.72 m ²	1 ホール	
事 務 室	12.96 m ²	1 室	
医 務 室	12.96 m ²	1 室	
便 所	—	3 ヶ所	男性用・女性用・身障者用
浴 室	—	2 ヶ所	男性用・女性用
屋外テラス	—	—	
機 械 室	26.01 m ²	1 室	
指定管理者	みさかの森自然学校共同事業体（公募、R8.3.31 まで）		
業務内容	①使用の受付・使用許可及び使用料の徴収に関する業務 ②利用促進に関する業務 ③事業報告書等の作成に関する業務 ④施設の保守点検・清掃に関する業務 ⑤塵芥処理に関する業務 ⑥水質検査に関する業務 ⑦保安警備に関する業務		
公共施設の適正配置に関する方向性	「減築済」であるが、2015 年度から 2034 年度の期間内は継続する方向で検討する。		

3) 施設の現況

利用状況[見学・休憩利用は含まない]

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
利用人数(人)	35,214	34,281	35,049	11,512	16,131

(4) 漁港

1) 本庁管内

名称	種別	設置場所	漁港指定	施設概要		(R3年度末現在)	
				施設	数量	施設	数量
安岡漁港	2	安岡本町一丁目 安岡本町三丁目	S26.10.17	防波堤	331m	用地	25,962 m ²
				防砂堤	212m	道路	1,430m
				護岸	2,678m	航路	850,000 m ²
				物揚場	441m	駐車場	235 m ²
				船揚場	165m		
				泊地	50,407 m ²		
吉見漁港	2	吉見本町一丁目	S28.7.29	防波堤	313m	道路	507m
				防砂堤	83m	用地	11,493 m ²
				護岸	2,210m	航路	87,150 m ²
				物揚場	255m	栈橋	21m
				船揚場	214m		
				泊地	20,500 m ²		
吉母漁港	1	大字吉母	S27.11.10	防波堤	597m	用地	38,993 m ²
				防砂堤	0m	道路	990m
				護岸	1,112m	岸壁	103m
				物揚場	418m		
				船揚場	118m		
				泊地	45,000 m ²		
蓋井島漁港	1	大字蓋井島	S27.11.10	防波堤	599m	船揚場	107m
				護岸	352m	泊地	17,600 m ²
				岸壁	120m	用地	10,780 m ²
				物揚場	230m		
				道路	1,339m		
六連島漁港	1	大字六連島	S35.12.17	防波堤	376m	船揚場	68m
				護岸	263m	泊地	11,200 m ²
				岸壁	227m	用地	8,689 m ²
				物揚場	27m	道路	641m
				栈橋	14m		
王喜漁港	1	大字松屋 字下工領	S43.3.30	防波堤	383m	道路	705m
				護岸	358m	用地	8,312 m ²
				物揚場	418m		
				泊地	23,000 m ²		

※蓋井島漁港及び六連島漁港を除き、各漁港とも指定管理者による管理。(令和4年4月1日現在)

指定管理者はいずれも山口県漁業協同組合。(非公募)

指定管理終了年月日 吉母漁港 : 令和7年3月31日

安岡、吉見漁港 : 令和8年3月31日

王喜漁港 : 令和6年3月31日

2) 豊浦総合支所管内

名称	種別	設置場所	漁港指定	施設概要		(R3年度末現在)	
				施設	数量	施設	数量
小串 漁港	2	豊浦町大字小串	S27.11.24	防波堤	592m	泊地	54,800 m ²
				防砂堤	160m	道路	2,415m
				護岸	1,638m	用地	41,812 m ²
				突堤	10m		
				離岸堤	454m		
				潜堤	330m		
				物揚場	573m		
船揚場	82m						
宇賀 漁港	1	豊浦町大字宇賀	S27.11.10	防波堤	474m	泊地	16,684 m ²
				防砂堤	49m	道路	820m
				離岸堤	490m	用地	9,047 m ²
				護岸	1,483m		
				物揚場	251m		
				船揚場	10m		
川棚 漁港	1	豊浦町大字川棚	S26.10.17	防波堤	235m	泊地	21,837 m ²
				防砂堤	60m	道路	905m
				護岸	775m	用地	11,238 m ²
				突堤	100m		
				物揚場	356m		
				船揚場	80m		
涌田 漁港	1	豊浦町大字涌田	S27.11.10	防波堤	594m	物揚場	278m
				護岸	852m	船揚場	65m
				突堤	124m	泊地	23,898 m ²
				離岸堤	350m	道路	1,451m
				消波堤	190m	用地	11,520 m ²
室津下 漁港	1	豊浦町大字室津下	S27.11.10	防波堤	603m	船揚場	71m
				防砂堤	169m	栈橋	147m
				離岸堤	480m	岸壁	65m
				副離岸堤	56m	泊地	66,373 m ²
				護岸	1,506m	道路	843m
				物揚場	335m	用地	24,982 m ²

※各漁港とも指定管理者による管理。(令和4年4月1日現在)

指定管理者は、涌田漁港のみ黒井漁業協同組合、他の漁港は山口県漁業協同組合。(いずれも非公募)
指定管理終了年月日は、いずれも令和8年3月31日。

3) 豊北総合支所管内

名称	種別	設置場所	漁港指定	施設概要		(R3年度末現在)	
				施設	数量	施設	数量
二見漁港	1	豊北町大字北宇賀	S27.11.10	防波堤	335m	泊地	10,400 m ²
				導流堤	92m	用地	2,655 m ²
				護岸	1,099m	橋梁	18m
				物揚場	135m	道路	215m
				船揚場	45m	航路	1,700 m ²
矢玉漁港	2	豊北町大字矢玉	S26.10.17	防波堤	538m	道路	703m
				突堤	40m	用地	9,542 m ²
				護岸	1,083m	航路	5,100 m ²
				物揚場	572m	泊地	32,100 m ²
				船揚場	93m	駐車場	588 m ²
				岸壁	113m		
和久漁港	2	豊北町大字神田上	S27.11.10	防波堤	601m	船揚場	146m
				突堤	50m	泊地	51,900 m ²
				護岸	990m	用地	12,436 m ²
				物揚場	520m	道路	667m
肥中漁港	1	豊北町大字神田	S27.11.10	防波堤	162m	道路	410m
				護岸	594m	泊地	24,000 m ²
				物揚場	374m	航路	13,600 m ²
				船揚場	66m	用地	2,041 m ²
島戸漁港	2	豊北町大字神田	S37.3.30	防波堤	242m	泊地	22,437 m ²
				護岸	1,377m	航路	4,585 m ²
				防砂堤	154m	用地	3,714 m ²
				物揚場	553m	道路	553m
				船揚場	84m	駐車場	297 m ²
離岸堤	100m						
角島漁港	1	豊北町大字角島	S27.11.10	防波堤	612m	航路	6,600 m ²
				護岸	1,542m	泊池	18,675 m ²
				物揚場	150m	道路	45m
				船揚場	171m	用地	5,417 m ²
阿川漁港	2	豊北町大字阿川	S28.12.23	防波堤	205m	船揚場	96m
				護岸	703m	泊地	9,300 m ²
				突堤	37m	航路	2,850 m ²
				物揚場	253m	道路	580m

※角島漁港を除き、各漁港とも指定管理者による管理。(令和4年4月1日現在)
指定管理者は、いずれも山口県漁業協同組合。(非公募)
指定管理終了年月日は、いずれも令和8年3月31日。

(5) 蓋井島漁港漁業集落排水処理施設**1) 沿革**

蓋井島は漁業で生きる地域であり、生活雑排水による海域の水質悪化は大きな懸念材料であるため、漁業集落環境整備事業の一環として、生活雑排水に併せ、し尿の処理が可能な排水処理施設の整備を行うことにより、周辺海域の水質の保全だけでなく健康的で衛生的な生活の確保を図ることを目的としている。

【事業経過】

平成8年度 事業計画策定 平成9～11年度 排水管路整備
 平成10年度 用地埋め立て工事 平成11年度 排水処理施設実施設計
 平成12年度 排水処理施設工事、建物主体工事、機械設備工事、電気設備工事
 平成14年4月1日 排水処理施設供用開始

2) 施設の概要

名称	蓋井島漁港漁業集落排水処理施設	
所在地	山口県下関市大字蓋井島字筏石 355 番 1	
処理面積	4.1ha	
計画処理人口	275 人	
計画処理水量	日最大	91 m ³ /日
	日平均	74 m ³ /日
排水処理施設	排水処理設備 1 式 汚泥乾燥機 1 式	
処理方法	接触ばっ気法	
管路延長	1,161m	
マンホールポンプ	2 箇所	
事業費	453 百万円	
工期	平成 8 年度から平成 13 年度まで	
供用開始	平成 14 年 4 月 1 日	
業務内容	生活雑排水及びし尿の処理	

3) 施設の現況

集落名	蓋井島	集落人口	84 人
事業主体	下関市	管理主体	下関市
処理方法	接触ばっ気法		
供用状況	令和 4 年 3 月末	供用率	100%
放流先	海		

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

4) 将来計画

定期的な保守、点検及び施設の維持管理並びに施設の老朽化対策を行う。

5) 公共施設の適正配置に関する方向性

2015 年度から 2034 年度の期間内は、存続する方向で検討。

市場流通課

1. 市場流通課の概要

卸売市場法の規定に基づき認定された下関市地方卸売市場唐戸市場、下関市地方卸売市場南風泊市場、下関市地方卸売市場特牛市場及び下関市地方卸売市場新下関市場に関する事務等を所掌している。

課に属する出先機関として青果市場室が設置され、新下関市場に関する事務を、また、課内室として南風泊市場整備推進室が設置され、南風泊市場の整備に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な業務

- (1) 地方卸売市場唐戸市場に関する事務
- (2) 地方卸売市場南風泊市場に関する事務
- (3) 地方卸売市場特牛市場に関する事務
- (4) 地方卸売市場新下関市場に関する事務
- (5) 地方卸売市場の活性化対策に関する事務
- (6) 南風泊市場の整備・高度衛生化に関する事務

3. その他

(1) 下関漁港南風泊地区高度衛生管理整備事業

水産庁の「下関地区高度衛生管理基本計画」に基づき、山口県が行う陸揚げ岸壁の耐震化工事にあわせ、南風泊分港に高度衛生管理が可能な密閉管理型荷さばき所の整備を国の特定漁港漁場整備事業の補助を活用し実施している。

平成28年3月に「下関漁港南風泊地区高度衛生管理整備基本構想」を策定、平成28年度・29年度に基本・実施設計を行い、平成29年10月より仮設市場建設に着工、平成30年11月より仮設市場の供用を開始、令和元年度に既存の南風泊市場施設を解体した。新市場の建設については、令和4年度から着手し、令和6年度の完成を目指している。

4. 所管する施設

(1) 下関市地方卸売市場唐戸市場

1) 沿革

本市の卸売市場は、昭和8年4月、下関市の中心にあった唐戸に「下関市唐戸魚菜市場」として開設された。その後、卸売市場法の制定に伴い、昭和48年に「下関市地方卸売市場」に名称を変更し、生鮮食料品その他各種食料品を扱う総合市場として地位を保ちながら、市民の台所として親しまれてきた。

しかしながら、敷地の狭隘化と交通事情の悪化により市場機能に支障をきたすようになったため、青果部については、昭和51年6月に勝山地区へ新築移転した。また、水産物部門は、「下関市地方卸売市場唐戸市場」に残し、昭和49年に開設したふく中心の水産物産地市場である「下関市地方卸売市場南風泊市場」とあわせ、それぞれの特徴を活かして市民の食生活を支える拠点としての役割を果たしてきた。その後、古くから市民にも親しまれてきた「唐戸市場」は、施設の老朽化により、平成13年4月に隣接地の埋立地に新築移転し、交流市場としての一面も併せ持つ消費地市場として位置づけられている。

2) 施設の概要

所在地	下関市唐戸町5番50号
設置	平成13年4月25日(開設)
面積	敷地面積 約15,382㎡ 延床面積(市場棟) 14,473.70㎡ (駐車場棟) 9,683.20㎡
構造	(市場棟・駐車場棟)プレキャスト・プレストレスト・コンクリート造
建設事業費	総額 7,700,589千円 市場棟 5,013,840千円 駐車場棟 1,428,757千円 用地取得費 1,257,992千円
業務の内容	生鮮食料品等の公正な取引の場として、適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資すること。
公共施設の適正配置に関する方向性	2015年度から2034年度の期間内は、存続する方向で検討。

3) 施設の利用状況 (令和4年4月1日)

入場業者 卸売業者 1社 仲卸業者 20人 関連事業者 68人 生産者立売人 16人
年度別取扱高一覧表

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
数量 (t)	1,984	1,866	1,787	1,556	1,538
金額 (百万円)	1,795	1,713	1,655	1,204	1,259

(2) 下関市地方卸売市場南風泊市場

1) 沿革

昭和49年に開設し、東海(東シナ海)、黄海を主漁場とするふく延縄漁業の天然ふく並びに九州・西日本各地の養殖ふぐの主要水揚市場として、また、平成6・7年度には、活魚を全国に出荷する活魚集散基地として活魚施設及び荷捌施設を増設し、全国にふぐを供給する産地市場として位置づけられている。

2) 施設の概要

所在地	下関市彦島西山町4丁目11番
設置	昭和49年11月1日(開設/旧市場施設)
面積	敷地面積 約23,276㎡ 延床面積 2,984.20㎡(仮設荷さばき所)
構造	鉄骨造(仮設荷さばき所)
建設事業費	523,245千円(仮設荷さばき所)
業務の内容	生鮮食料品等の公正な取引の場として、適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資すること。
公共施設の適正配置に関する方向性	国策定の「特定漁港漁場整備事業計画(下関地区)」に基づき、高度衛生管理型荷さばき所の整備を行っている。 新卸売市場の供用開始後は、現仮設荷さばき所は解体する予定。

3) 施設の利用状況 (令和4年4月1日)

入場業者 卸売業者 1社 買受人 20人
年度別取扱高一覧表

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
数量 (t)	1,972	1,842	1,797	1,570	1,571
金額 (百万円)	2,797	2,658	2,722	2,133	2,461

(3) 下関市地方卸売市場特牛市場**1) 沿革**

豊北町の水産物を一元集荷・販売する水揚市場（産地市場）として昭和57年に「豊北町水産物地方卸売市場」として開設され、平成21年4月より地元で親しまれた「特牛市場」に名称を変更した。北浦地区の多種多様かつ新鮮な水産物及びブランド化された特牛イカを取り扱う産地市場として位置づけられている。

2) 施設の概要

所在地	下関市豊北町大字神田字網打場地先
設置	昭和57年4月2日（開設）
面積	敷地面積 約2,361㎡ 延床面積 1,375.06㎡
構造	鉄筋コンクリート造 ほか
建設事業費	総額 249,231千円
業務の内容	生鮮食料品等の公正な取引の場として、適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資すること。
公共施設の適正配置に関する方向性	2015年度から2034年度の期間内は、存続する方向で検討。

3) 施設の利用状況（令和4年4月1日）

入場業者 卸売業者 1社 売買参加者 53人 関連事業者 5人

年度別取扱高一覧表

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
数量（t）	1,684	972	824	1,424	1,346
金額（百万円）	1,314	894	649	1,165	925

(4) 下関市地方卸売市場新下関市場**1) 沿革**

本市の卸売市場は、昭和8年4月、下関市の中心にあった唐戸に「下関市唐戸魚菜市场」として開設された。その後、卸売市場法の制定に伴い、昭和48年に「下関市地方卸売市場」に名称を変更し、生鮮食料品その他各種食料品を扱う総合市場として地位を保ちながら、市民の台所として親しまれてきた。

しかしながら、敷地の狭隘化と交通混雑により市場機能に支障をきたすようになったため、青果部については、昭和51年6月に勝山地区へ新築移転した。昭和52年7月農林

大臣の認可を受け、全国で49番目の中央卸売市場として開設された。その後平成20年4月に農林水産省第8次卸売市場整備基本方針(平成16年10月)に基づき、地方卸売市場に転換。市場名を下関市地方卸売市場新下関市場として新たに再スタートした。

2) 施設の概要

所在地	下関市一の宮住吉三丁目2番1号
設置	昭和52年7月(開設)
面積	敷地面積 約48,317㎡ 延床面積(卸・仲卸棟) 9,505.70㎡ (低温卸売場) 963.46㎡
構造	(卸・仲卸棟)鉄骨造、(低温卸売場)鉄骨造
建設事業費	総額 2,214,650千円 工事費 1,118,387千円 設計委託料及び附帯事務費 75,241千円 用地取得費 1,021,022千円
業務の内容	生鮮食料品等の公正な取引の場として、適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資すること。
公共施設の適正配置に関する方向性	建物は耐震性が確保されておらず、築47年となって老朽化が進んでいる。また少子高齢化や消費者ニーズや流通形態の変化に伴い、取引数量・取引金額とも減少傾向にある。引き続き市場としての役割を果たしていくため、今後の市場のあり方や適切な規模を精査し、改築する方向で検討。

3) 施設の利用状況(令和4年4月1日)

入場業者 卸売業者 1社 仲卸業者 19人 関連事業者 17人

売買参加者 36人

年度別取扱高一覧表

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
数量(t)	15,476	12,642	12,698	10,678	9,782
金額(百万円)	3,746	2,848	2,660	2,568	2,367

観光政策課

1. 観光政策課の概要

下関市行政組織規則第12条に基づき、課内には企画振興係と誘致係、国際観光推進室が置かれている。観光振興に係る業務全般を所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン等

(1) 下関市観光交流ビジョン2022

「下関市観光交流ビジョン2022」は、平成24年12月に策定した計画で、本市の観光の現状と課題を捉えたうえで、観光振興に対する進むべき方向性や基本戦略等を定めたものである。

本計画では“10年後、2022（平成34）年の観光客数1,000万人、宿泊客数100万人”を数値目標にしており、本市ではこの実現に向け官民一体となって各種観光振興施策に取り組んできたが、計画期間中の2019年に新型コロナウイルス感染症が発生し、観光事業の推進を取り巻く環境が大きく変化したことから、今後の観光動態調査を踏まえた新ビジョンを策定する。

3. 観光政策課所管業務

(1) 観光宣伝業務

1) 観光宣伝業務

ホームページ・SNS等の媒体を活用した積極的かつ効果的な広告宣伝及び情報発信、官民一体となった各種キャンペーン事業の展開や、史跡などの観光資源の活用。観光誘致活動に取り組む各種団体等への補助や、観光案内所の運営支援など、様々な観光振興施策や交流人口拡大施策を展開する。

2) コンベンション誘致促進業務

下関観光コンベンション協会の活動に支援を行い、民間の活力を生かした観光PR、観光・宿泊・飲食など経済効果が期待できる国内外のコンベンション誘致促進のための宣伝活動及び開催者への支援のほか、観光ガイドの養成などホスピタリティの向上を図る。

3) 広域観光振興業務

北九州市、山口県と組織した関門海峡観光推進協議会を通じて、共通財産である関門海峡を中心とした観光振興連携事業に取り組み、誘客及び周遊促進を図る。

山口県西部地域を中心に長門市、美祢市、萩市及び各観光協会と組織した長州路観光連絡会を通じて、相互の観光資源を組み合わせたより効果的な広域観光情報を発信し、観光宣伝などを共同して行う。

(2) 甲冑等保存活用業務

「しものせき海峡まつり」を中心とした各種イベントの開催に役立てるとともに、観光PR、しものせき観光キャンペーンや国際観光に幅広く活用し、本市への観光客誘致を図る。

(3) 国際観光対策業務

韓国、中国、香港、台湾、タイを5大市場と位置付け、訪日観光客誘致に取り組んでいる。コロナによってインバウンド需要が事実上消滅したこの3年間は、インバウンドの本格再開に備え、SNSやオンラインツアーを活用した観光情報発信による需要喚起と新たな種まき、さらにインバウンドガイド育成を通じた質の高いおもてなしの整備に努めてきた。

(4) フィルム・コミッション業務

映画、テレビ、CM等の放映による街の紹介により、都市イメージの向上、観光客の誘致、映画文化の振興等を図るため、映画のロケ隊の誘致を行うとともに撮影の支援を地域と一体となって実施する。

4. その他

本市の施策として、本市を訪れる観光客数、宿泊者数を増やすことによって、より大きな経済波及効果をもたらす、経済(地域)を活性化することを目的としている。(※次表参照)

・ 下関市観光客数(実人数) (単位：千人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績値	7,055	7,003	7,113	3,820	3,718

・ 下関市宿泊客数 (単位：千人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績値	810	814	800	589	586

・ 下関市外国人宿泊客数 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績値	19,301	36,086	23,486	4,563	1,233

観光施設課

1. 観光施設課の概要

開発整備係と施設管理係が置かれており、観光施設の開発整備と管理運営に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 火の山地区観光施設再編整備事業

令和2年度に策定した火の山地区観光施設再編整備基本構想に沿って実施する事業。

複数の部局が協力して実施する事業であり、観光施設課では主に既存ロープウェイの代替となる、新たな移動手段の整備について担当する。

(2) 海響館改修事業

あるかぼーと・唐戸地区の主要観光施設である「海響館」は、開館から20年以上が経過しており、老朽化が顕著となっているため、施設の改修により長寿命化を図るとともに、新たな魅力ある展示施設となるよう改修事業について担当する。

(3) 観光施設管理運營業務

観光施設の管理運営を行っている。

(主な観光施設：下関市立しものせき水族館・国民宿舎海峽ビューしものせき・長府庭園・長府毛利邸・火の山ロープウェイ及びパークウェイ・火の山ユースホステル・下関市ふれあい健康ランド・下関フィッシングパーク・巖流島・角島灯台記念館等)

3. 所管する主な施設

(1) 下関市ふれあい健康ランド(愛称：ヘルシーランド下関)

1) 沿革

市民の健康の維持及び増進に寄与するとともに、福祉の向上を図るため、環境部奥山工場の余熱利用施設として設置するもの。平成6年4月、環境衛生課(当時)所管にて開業したが、平成13年4月より機構改革に伴い、観光施設課へ所管替え。平成18年度より指定管理者制度を導入。

2) 施設の概要

所在地	下関市大字井田・大字小野
面積	敷地面積 41,670.51㎡ 建築面積 3,252.34㎡ 建築延面積 4,527.04㎡
指定管理者	(一財)下関市公営施設管理公社(公募、R8.3.31まで)
施設使用料	プール(令和4年7月1日施行) 一般：260円 高校生：210円 小中学生：100円 6歳以下の未就学の者：無料 ※令和4年7月16日から令和4年8月31日まで常温の夏季プール営業浴場 一般：630円 中・高校生：440円 小学生以下：310円
主な設備	屋内施設 プール：50m×4コース、25m×3コース、 幼児用プール 33㎡ 浴場：普通湯、薬湯、露天風呂、サウナ、 ふれあいホール(和室)、健康増進室、研修室、保健室 屋外施設 ゲートボール場、テニスコート 各1面 自然遊歩道、健康広場、駐車場(100台)
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期(2023～2034年度)は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況

(単位：人)

	区分				計
	プール	浴場	健康増進室	その他	
平成29年度	0	0	1,186	12,767	13,953
平成30年度	7,592	9,885	1,600	14,503	33,580
平成31年度	27,714	26,050	1,465	15,129	70,358
令和2年度	1,437	1,797	761	7,431	11,426
令和3年度	0	0	488	7,596	8,084

平成30年10月4日から平成30年11月22日まで高温水管漏水のため休館。

令和3年1月31日から高温水管漏水のため温浴施設閉鎖。

令和4年度末、浴場再開予定。

(2) 下関市営国民宿舎海峡ビューしものせき

1) 沿革

市民及び観光客の福祉の向上と健康の増進を図ることを目的として、昭和44年5月、下関市営国民宿舎海関荘として開業し、長く親しまれてきたが、平成12年9月、海関荘としての営業を終了し、平成14年4月、下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきとして開業。平成18年度より指定管理者制度を導入。

2) 施設の概要

所在地	下関市みもすそ川町3番58号
面積	建築面積 1,587.37㎡ 建築延面積 5,906.43㎡
指定管理者	(株)ユニコン (公募、R8.3.31まで)
施設使用料	宿泊使用料(1人1泊につき) 大人：6,600～7,700円 小学生：4,400～5,500円 幼児：2,200～3,300円 その他増減規定有り 食事料(朝・夕食) 880～11,000円 ※R4.12.1食事料改正 浴場使用料 大人：730円、小中学生：360円、幼児：170円
主な設備	宿泊部屋数(宿泊定数 132人) ふろなし客室(和室) 21室 ふろ付き客室(和室) 3室 ふろ付き客室(洋室) 16室 バリアフリー客室(洋室) 2室 レストラン、売店、ラウンジ(喫茶)、研修室、会議室、 大浴場、露天風呂、サウナ、家族風呂、コインランドリー、 自動販売機コーナー
公共施設の 適正配置に 関する方向性	後期(2029～2034年度)において民間に譲渡する方向で検討する。

3) 施設の現況

利用状況

(単位：人)

	宿泊者(人)			日帰入浴	計
	大人	小学生・幼児	計		
平成29年度	23,670	3,911	27,581	11,224	36,609
平成30年度	23,831	2,958	26,789	11,017	37,091
平成31年度	22,825	2,989	25,814	11,232	40,301
令和2年度	8,059	1,788	9,847	11,056	38,909
令和3年度	12,861	2,498	15,359	10,824	38,405

(3) 下関市火の山ユースホステル

1) 沿革

国籍、年齢を問わず、誰もが安全に楽しく簡素に旅ができるように国際的な宿泊施設ネットワークのひとつとして、旅人同士の交流の場として、また、青少年の健全育成を図るため設置するもの。昭和35年5月、観光課(当時)所管で営業開始し、昭和44年4月より青少年課所管となっていたが、平成13年4月、機構改革に伴い観光施設課へ所管替え。平成15年11月に宿泊室内を除く内装の全面改修を行ったが、施設の老朽化に伴い旧施設を解体し、平成28年3月に新施設で営業開始。平成18年度より指定管理者制度を導入。

2) 施設の概要

所在地	下関市みもすそ川町7番1号
面積	敷地面積 3,621.85㎡ 建築面積 606.63㎡ 建築延面積 999.99㎡
指定管理者	特定非営利活動法人 青少年共育活動協会(公募、R8.3.31まで)
施設使用料	宿泊 大人:3,560~4,580円 小中学生:2,750~3,460円 幼児:1,630~2,130円 その他増減規定有り 食事料(朝食) 450~710円 研修・会議室全面使用料(1時間につき):2,130円
主な設備	宿泊部屋数(定員 62人) 8人部屋5室 4人部屋3室 2人部屋3室 特別宿泊室(バリアフリー4人部屋)1室 計12室 食堂、研修・会議室、浴室、バーベキューサイト、駐輪場
公共施設の 適正配置に 関する方向性	後期(2029~2034年度)において民間譲渡する方向で検討する。

3) 施設の現況

利用状況

	宿泊者(人)			集会室利用 (時間)
	大人	小人・幼児	計	
平成29年度	3,941	2,166	6,107	443
平成30年度	4,052	1,949	6,001	389
平成31年度	3,732	1,860	5,592	507
令和2年度	1,234	405	1,639	416
令和3年度	1,496	694	2,190	549

(4) 長府庭園

1) 沿革

市民の休息、観賞、散歩等、総合的な利用に供すると共に、災害時における避難地とするため地区公園として設置するもの。長府毛利藩の家老格であった西運長^{にしゆきなが}の屋敷跡であったが、平成2年12月、下関市が取得し城下町長府シンボルゾーン整備事業の一環として改修整備し、平成5年5月、公園緑地課所管で開園したが、平成13年4月、機構改革に伴い、観光施設課へ所管替え。平成18年度より指定管理者制度を導入

2) 施設の概要

所在地	下関市長府黒門東町8番11号
面積	敷地面積 33,685.67㎡ 建築面積 536.95㎡ 建築延面積 718.18㎡
指定管理者	(一財)下関市公営施設管理公社(公募、R8.3.31まで)
施設使用料	入園料 一般:210円 小中学生:100円 和室(15畳)2室 1室当り 午前 940円 午後 1,270円 和室(8畳)2室 1室当り 午前 490円 午後 670円 茶室 1室 午前 2,650円 午後 3,510円
主な設備	日本建築:書院、茶室、あずまや、土蔵 庭園:回遊式日本庭園
公共施設の適正配置に関する方向性	中期～後期(2023～2034年度)は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況

(単位:人)

	区分			計
	大人	小中学生	小学校未満	
平成29年度	64,461	2,104	1,844	68,409
平成30年度	63,343	2,160	1,677	67,180
平成31年度	50,908	1,532	1,299	53,739
令和2年度	25,230	741	787	26,758
令和3年度	28,217	1,128	884	30,229

(5) 長府毛利邸

1) 沿革

市民の余暇の活用及び教養文化活動に供し、もって市民の公共の福祉の増進に資するため設置するもの。明治36年6月、長府毛利家^{もととし}元敏の邸宅として建設されたが、昭和23年5月、下関市が土地建物を購入し、迎賓館や長府福祉館として利用。昭和61年度より、福祉庶務課(当時)から観光課(当時)へ所管替えとなり、平成7年度からまちづくり特別対策事業として改修整備を行い、平成10年4月、開場。平成18年度より指定管理者制度を導入。平成19年4月、茶室共用開始。

2) 施設の概要

所在地	下関市長府惣社町4番10号
面積	敷地面積 10,906.22㎡ 建築面積 621.68㎡ 建築延面積 620.49㎡
指定管理者	(一財)下関市公営施設管理公社(公募、R8.3.31まで)
施設使用料	入場料 一般:210円 小中学生:100円 茶室使用料 午前 2,650円 午後 3,510円 1日 6,160円
主な設備	日本建築:母屋、茶室 庭園:池泉回遊式庭園
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期(2023～2034年度)は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況

(単位:人)

	区分			計
	大人	小中学生	小学校未満	
平成29年度	63,521	2,914	2,119	68,554
平成30年度	62,148	2,406	2,327	66,881
平成31年度	36,146	1,624	1,158	38,928
令和2年度	14,888	634	539	16,061
令和3年度	14,614	1,183	648	16,445

(6) 下関フィッシングパーク

1) 沿革

快適な海釣りの場を提供することにより、市民の余暇の活用と健康の増進に資するため設置するもの。昭和60年6月、開園。平成18年度より指定管理者制度を導入。

2) 施設の概要

所在地	下関市吉見古宿町10番1号
面積	敷地面積 2,893.87㎡ 建築面積 98.24㎡ 建築延面積 1,768.24㎡(うち1,670㎡は栈橋)
指定管理者	(株) ハウスビルシステム (公募、R8.3.31まで)
施設使用料	基本釣り料 (4時間まで) 一般:830円 小中学生:410円 割増つり料 (1時間当たり) 一般:210円 小中学生:100円 観覧料 一般:210円 小中学生:100円
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期 (2023~2028年度) において廃止する方向で検討する。

3) 施設の現況

利用状況

(単位:人)

	つり			観覧	計
	大人	小中学生	計		
平成29年度	5,339	1,831	7,170	1,645	8,815
平成30年度	6,012	2,138	8,150	1,846	9,996
平成31年度	9,187	3,043	12,230	2,673	14,903
令和2年度	8,882	2,545	11,427	2,076	13,503
令和3年度	8,685	2,722	11,407	2,395	13,802

(7) 火の山ロープウェイ、火の山パークウェイ

1) 沿革

瀬戸内海国立公園の一角に位置する火の山山頂からの優良な眺望を観光資源としてとらえ、火の山山麓と山頂を結ぶ交通機関として設置するもの。昭和33年4月、火の山ロープウェイ営業開始、その後、火の山観光総合開発事業として、昭和47年11月に火の山パークウェイ建設、昭和48年3月に、火の山立体駐車場の建設、展望台の建設、公園整備を行った。その後、火の山立体駐車場については、平成11年10月に全面建替を行い、山頂の公園については、国、県、市(公園緑地課所管)により、平成20年度までに整備が行われた。直営施設であるが管理業務の一部を委託している。火の山ロープウェイは平成15年4月より運休、平成17年10月より季節運行を開始し、平成21年3月より長期運行を開始。なお、火の山ロープウェイは、施設の老朽化が著しいため、更新方法を検討している。

2) 施設の概要 (火の山ロープウェイ)

所在地	下関市みもすそ川町7番14号
面積	敷地面積 1,338.69㎡ 建築面積 809.17㎡ 建築延面積 1,294.80㎡
構造	三線交走式普通索道 支索(メインロープ)直径48mm 斜長438.96m (高低差165m)
委託先	(一財)下関市公営施設管理公社 (R4.10.1現在) 他
業務の内容	乗車料金 大人・学生 片道 310円 往復 520円 小学生・幼児 片道 150円 往復 260円
主な設備	搬器(ゴンドラ) 2両 (1号車 まんじゅ号 2号車 かんじゅ号) 定員 31人
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期 (2023～2034年度) において更新方法を検討。

3) 施設の概要 (火の山パークウェイ)

所在地	下関市みもすそ川町 他
面積	建築面積 2,181.47㎡ (立体駐車場) 建築延面積 6,422.06㎡ (立体駐車場) 施設規模 延長 2,400m 幅員 平均7.5m (2車線)
指定管理者	(一財)下関市公営施設管理公社 (R4.10.1現在) 他
業務の内容	通行料金、駐車料金 無料
主な設備	立体駐車場、道路
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期 (2023～2034年度) において更新する方向で検討。

4) 施設の現況

利用状況

(単位：人、台)

	火の山ロープウェイ	火の山パークウェイ
平成29年度	44,121	51,915
平成30年度	41,023	45,106
平成31年度	48,839	45,711
令和2年度	21,681	42,508
令和3年度	28,752	46,726

(8) 下関市立しものせき水族館 (愛称：海響館)

1) 沿革

水生生物の保護及び海洋資源の保全並びに海洋環境への意識の啓発を図り、市民が海洋環境を体験、学習できる場を提供することにより、市民の余暇の活用に寄与するとともに、本市の観光の振興に資するため設置するもの。昭和31年11月、長府外浦で開館し長く親しまれてきたが、施設の老朽化に伴い平成12年4月に閉館。現在の水族館は、平成13年4月、海峡ウォーターフロント開発の中核施設としてあるかぼーとに建設。また、平成22年3月、新展示施設「ペンギン村」が増設。平成18年度より指定管理者制度を導入。

2) 施設の概要

所在地	下関市あるかぼーと6番1号
面積	敷地面積 13,898.53㎡ 建築面積 6,084.95㎡ 建築延面積 14,390.10㎡
指定管理者	(公財)下関海洋科学アカデミー (非公募、R8.3.31まで)
観覧料	大人 個人 2,090円 団体 1,780円 市民 1,040円 小中学生 個人 940円 団体 730円 市民 470円 幼児 個人 410円 団体 310円 市民 210円
主な設備	展示水族 約550種 約25,000点 4階 関門海峡潮流水槽 3階 フグの仲間たち マンボウ水槽 タッチングプール等 2階 アクアシアター フンボルトペンギン特別保護区等 1階 シロナガスクジラ全身骨格標本 小松★ワローホール等 地下1階 亜南極に生きるペンギン等
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期 (2023～2034年度) は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況

(単位：人)

	有料入館者			無料入館者	計
	個人	団体	計		
平成29年度	483,207	70,079	553,286	54,329	607,615
平成30年度	477,992	78,028	556,020	54,185	610,205
令和元年度	405,148	68,693	473,841	47,973	521,814
令和2年度	200,198	35,922	236,120	31,191	267,311
令和3年度	262,563	43,871	306,434	37,434	343,868

(9) 旧秋田商会ビル

1) 沿革

大正4年4月、秋田商会の住居兼社屋として建設されたが、平成9年10月、下関市が土地建物を購入し改修整備を行い、平成10年11月より、市民及び観光客に下関市及び近郊の観光情報を提供するため、下関観光情報センターを設置し観光情報提供業務開始。平成27年10月27日、下関市有形文化財に指定。平成29年4月28日、日本遺産「関門“ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶～」の構成文化財に認定。平成30年3月31日、下関観光情報センターを廃止。直営施設。

2) 施設の概要

所在地	下関市南部町23番11号
面積	敷地面積 366.67㎡ 建築延面積 830.00㎡
業務の内容	入館料 無料
主な設備	1階…洋室 2階、3階…和室(旧住居として許可制により公開) 屋上…日本家屋、庭園
公共施設の 適正配置に 関する方向性	中期～後期(2023～2034年度)は、存続する方向で検討。

3) 施設の現況

利用状況 (単位：人)

	入館者数
平成29年度	15,564
平成30年度	8,194
平成31年度	7,848
令和2年度	4,017
令和3年度	4,894

スポーツ振興課

1. スポーツ振興課の概要

課内には振興係、施設係、スポーツイベント係及びスポーツコミッション推進係が置かれており、スポーツ振興に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市スポーツ推進計画

「スポーツ基本法第10条」の規定に基づく地方スポーツ推進計画として位置づけられ、平成26年度から10年間の本市におけるスポーツ推進に関する施策を体系的・継続的に推進するための基本的事項及びその他の必要事項を定めたもので、平成26年2月に策定した。

また、計画期間の中間年である平成30年度に計画の進捗状況等を検証し、令和元年7月に改定版（令和元年度から令和5年度）を策定した。

3. 所管する主な業務

(1) 社会体育振興育成業務

1) 生涯スポーツ振興事業

市民の誰もが、いつでもどこでも気軽にそれぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツを楽しむことで、市民の健康増進や体力向上を図り、「スポーツでひともまちも楽しく元気アップ！」するため、各種スポーツイベントの開催やスロージョギングの普及等を通じて生涯スポーツの推進及び健康寿命の延伸を図る。

2) 競技スポーツ推進事業

競技スポーツの振興と郷土の活性化につなげるため、全国大会等の各競技大会において本市選手が活躍できるよう、有資格指導者の育成を図るとともに士気の高揚に努める。

(2) 少年スポーツ育成業務

下関市における少年スポーツ活動の中心的団体である下関市スポーツ少年団の強化育成を図り、児童生徒の体力・技術の向上を促すとともに、次代を担う少年の健全育成に努める。

(3) 諸団体強化育成業務

下関市における競技スポーツ振興の中心的団体である体育協会の事業の充実及び組織強化並びに加盟種目団体における競技スポーツの強化育成を図る。

(4) スポーツ交流推進業務

1) イベント開催業務

下関海響マラソンやツール・ド・しものせき等の大型スポーツイベントの開催や海響アスリート認定を通じて、交流人口の拡大及び市の活性化を図るとともに、観光交流都市下関のアピールやスポーツの振興に寄与する。

2) 大会開催助成業務

本市内におけるスポーツ大会の開催に要する費用の一部を補助することにより、本市における競技技術の向上、競技人口の拡大、地域の活性化、施設の有効活用等を図る。また、国際親善スポーツ交流大会においては、姉妹都市との相互理解と友好を深めるとともに、スポーツ志向意識の高揚と国際的なスポーツ技術の向上を図ることを目的に関係団体への一部補助を行う。

3) 地域スポーツ活性化推進事業

トップレベルの技術に触れる機会の提供、本市アウトドアスポーツの認知度向上やスポーツ合宿誘致を促進し、スポーツを通じた地域の活性化を図る。

4) スポーツコミッション推進業務

世界大会等キャンプ地誘致やサッカーJ2リーグのレノファ山口ホームゲームなどスポーツイベントの誘致や開催支援を通して、スポーツ振興に加え、交流人口の拡大、地域の活性化を図る。

(5) 体育施設運営業務

地域住民のスポーツに対する多様なニーズに対応していくため、指定管理者制度による民間事業者の蓄積されたノウハウやアイデアを活用するなど、誰もがいつでも気軽に安心してスポーツを楽しむことができる体育施設や設備等の計画的な整備・充実を図る。また、県立下関武道館と本市管理運営施設との諸施策の連絡調整に努める。

(6) その他の主な業務

これらの他に、一般管理業務などの業務を行っている。

4. 所管する施設

※指定管理の期間満了日についてはいずれも令和8年3月31日

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

	名称及び所在地	開設年月日	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	施設内容	令和3年度 利用者数	指定管理者名	公募 非公募	指定管理者 終了年月日
旧市内 エリア	下関市体育館 向洋町一丁目12-1	S38.9.1	6272.95	6907.81	メインアリーナ:1,932㎡(バレーボール3、バスケットボール2、バドミントン10、卓球32、ハンドボール2、体操一式)、談話室(和・洋) 収容人員:4,272人	69,228	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	セービング陸上競技場 向洋町一丁目10-1	S33.8.8	29753.55	7532.29	第二種公認(全天候舗装)400mトラック8レーン、走幅跳、走高跳、三段跳、棒高跳、砲丸投、ハンマー投、円盤投 収容人員:23,939人	39,414	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市営下関庭球場 向洋町一丁目9-1	S35.4.1	11853.77	468.54	砂入人工芝コート12面、夜間照明、クラブハウス 収容人員:5,362人	94,004	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市弓道場 向洋町一丁目7-1	S57.4.1	1649	770.59	近的12連射、練習室、会議室	4,805	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市アーチェリー場 向洋町一丁目6-6	H3.4.1	1000	37.41	30m(男女)、50m(男女)、60m(男女)、弓道遠的8連射	224	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市相撲場 向洋町一丁目2-34	S62.8.18	986.72	129.6	土俵、土俵屋形、管理棟	940	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市武道館 中之町1-23	S47.6.30	653.9	791.81	柔道場(1F)、剣道場(2F) 収容人員:100人	3,744	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
彦島 エリア	下関市彦島体育館 彦島迫町四丁目16-1	H1.4.1	1645	1499.62	メインアリーナ:1,270㎡(バレーボール2、バスケットボール2、卓球8、バドミントン6)	17,584	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市彦島庭球場 彦島迫町四丁目16-2	H1.8.1	2900	99.9	砂入人工芝コート4面、夜間照明、クラブハウス	33,002	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	彦島地区公園多目的広場 彦島迫町四丁目	H3.3.19	11400	—	軟式野球1、ソフトボール2、サッカー1、夜間照明	6,479	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市彦島武道館 彦島江の浦町一丁目1-1	S49.10.17	786.05	1506.43	柔道場(1F)、剣道場(2F)、多目的フロア(3F) 収容人員:300人	8,627	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市彦島田の首運動場 彦島田の首町二丁目26	S54.4.1	3965	—	ソフトボール1	—	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31

(観光スポーツ文化部 スポーツ振興課)

	名称及び所在地	開設年月日	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	施設内容	令和3年度 利用者数	指定管理者名	公募 非公募	指定管理者 終了年月日
山陽 エリア	下関市長府体育館 長府江下町3-15	S58.4.1	1953.69	1676	メインアリーナ:672㎡(バレーボール2、バドミントン3、卓球8)、卓球練習場、会議室 収容人員:1,397人	30,212	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	長府運動場 長府江下町3-15	S58.4.1	4624	—	ソフトボール2	10,214	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市市民プール 長府扇町3-64	S51.7.1	31180	471.31	50m公認プール9コース(50m×20m)、25mプール7コース2基(25m×13m×2)、子供用プール 収容人員:2,500人	17,111	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市市民プール附属運動場 長府扇町3-64	S54.4.1	11287	—	ソフトボール1	4,122	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	長府扇町運動広場 長府扇町	S61.8.6	10000	—	ソフトボール1	1,559	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市長府扇町第1運動場 長府扇町4	S57.10.1	47936	—	軟式野球2、ゲートボール4	15,953	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市長府武道館 長府宮の内町3-8	S54.3.30	793.35	697	柔道場(1F)、剣道場(2F)	8,988	—	—	—
下関市小月武道館 小月駅前一丁目7-1	S51.3.31	682	383	柔剣道場	5,006	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31	
山陰 エリア	オーヴィジョンスタジアム 下関(下関球場) 大字富任字小迫	S63.7.10	30500	3791.75	本塁～中堅122m、両翼100m、室内ブルペン、身障者用観覧席、会議室、夜間照明 収容人員:25,000人	21,242	美津濃㈱	公募	R8.3.31
	オーヴィジョンスタジアム 下関第二球場 大字富任字小迫	S60.5.1	15000	229.42	本塁～中堅112m、両翼91m 収容人員:3,000人	9,568	美津濃㈱	公募	R8.3.31
	下関北運動公園庭球場 大字富任字小迫	H6.4.1	3350	90.25	砂入人工芝コート4面、壁打ち1、夜間照明、クラブハウス	31,119	美津濃㈱	公募	R8.3.31
	下関北運動公園多目的広場 大字富任字小迫	H1.4.1	8190	—	ソフトボール2	8,704	美津濃㈱	公募	R8.3.31
	下関市垢田体育館 大字垢田字石交1339-1	H3.4.1	1400	520	メインアリーナ:432㎡(バレーボール1、バドミントン2、卓球3)	8,301	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市垢田運動場 大字垢田字石交	S62.1.8	11863	34.68	ソフトボール1、ゲートボール2	7,615	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
	下関市川中武道館 綾羅木本町七丁目10-8	S55.12.25	1375	453.6	柔剣道場	5,071	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31
下関市吉見体育館 吉見里町一丁目9-1	H5.10.1	1962.01	1004.24	メインアリーナ:775㎡(バレーボール2、バスケットボール1、バドミントン3、卓球3)	7,387	(一財)下関市 公営施設管理公社	非公募	R8.3.31	

文化振興課

1. 文化振興課の概要

文化振興課は、芸術・芸能の振興に関すること、文化団体の育成、指導に関すること、文化施設の設置、管理に関すること、公益財団法人下関市文化振興財団に関することの事務を行う。

また、公共施設として下関市民会館、下関市立近代先人顕彰館を所管する。

2. 所管する主な計画・プラン等

(1) 下関市民会館長寿命化計画（個別施設計画）【計画期間：R3年度～R28年度】

下関市民会館の法定耐用年数（41年）を超えた70年間の使用を目標に、各設備の点検結果やコスト縮減、平準化を踏まえた更新時期を設定し、計画的に長寿命化を図るための計画。

3. 所管する主な業務

(1) 芸術文化振興奨励業務

芸術文化振興奨励業務は、芸術文化の分野において高い水準の創作活動を続けており、かつ将来性のある市内に居住する者若しくは市内に主たる事務所を有する団体又は本市に特に関係の深い者又は団体に対して、芸術文化振興奨励賞を授与する。

この事業は昭和55年から実施しており、令和4年度までに112人、10団体の方が受賞した。

(2) 市芸術文化祭業務

市芸術文化祭業務は、芸術に対する市民の関心を創作と鑑賞の両面において高揚させることを目的に、舞台芸術・美術・文芸・生活文化等を総合した、芸術文化祭を開催する。

平成19年度からは、下関市芸術文化祭と名称を変更して開催し、文化の振興はもとより、全市域にわたる市民相互の文化交流にも大きな役割を果たしている。

(3) 文化事業推進業務

文化事業推進業務は、本市における芸術文化活動の支援を行うとともに、市民が質の高い芸術文化に触れる機会の提供を増進することで文化の振興を図る。

また、平成16年度から実施している「朝鮮通信使行列再現事業」を通じ、本市の姉妹都市である韓国釜山広域市との市民レベルでの文化交流の促進を図る。

(4) 市民会館管理運営業務

本市の芸術文化活動等の拠点である下関市民会館の管理運営については、指定管理者制度により公益財団法人下関市文化振興財団を指定するとともに、利用促進を図ることで本市の文化振興事業に寄与する。

(5) 近代先人顕彰館管理運営業務

本市ゆかりの芸能・文学の先人顕彰をメインテーマに、広く開放された展示空間や各種講習会の場として平成22年2月13日に開館した下関市立近代先人顕彰館（愛称：田中絹代ぶんか館）の管理運営については、指定管理者制度により公益財団法人下関市文化振興財団を指定しており、関連する文化事業を実施することで、本市にゆかりのある先人の顕彰並びに文化振興・文化情報の収集・発信を行う。

(6) その他の業務

芸術文化に関する大会出場者賞賜業務、芸術文化団体育成業務、郷土出身者顕彰業務などの業務を行う。

4. 所管する施設

(1) 下関市民会館【文化振興課】

1) 沿革

昭和52年5月8日 開設

平成10年4月1日 再オープン（改修工事期間：H8.12.17～H10.2.27）

平成29年4月1日 再オープン（耐震改修工事期間：H27.11.3～H29.3.17）

2) 施設の概要

所在地	下関市竹崎町四丁目5番1号
設置	昭和52年5月
面積	敷地面積 11,238.41㎡ 延床面積 11,322.23㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下1階、地上3階
建設事業費	1,849,684,570円
指定管理者	公益財団法人下関市文化振興財団（非公募、R3.4.1～R8.3.31）
業務の内容	下関市民会館を拠点に、指定管理者の自主事業による文化芸術の観賞や、文化活動への参加を通じて、市民の文化の向上と福祉の増進を図る。 ・主催公演等（音楽等様々なジャンルの公演の開催） ・体験活動等（舞台体験・バックステージツアー開催等） ・特別文化交流事業（朝鮮通信使行列再現・日韓文化交流公演等） ・施設貸与事業（文化活動団体等への施設貸与）

主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール 収容人員 1,469席、固定席 1,399席 (1階823席、2階576席) 移動席70席 (オーケストラピット部)、車椅子用スペース6席分 ・楽屋 1階：6室、楽屋ロビー、ミーティングルーム、講演者控室2室 2階：8室 (うち2室は和室)、3階：和室1室 ・中ホール 収容人員 400席 (移動席)、楽屋：1室 ・会議室 (2室) ・展示室 422㎡、陳列ケース3面延45m ・その他 リハーサル室、チューニングルーム、シャワー室(2室)、喫茶室、 駐車場45台、エレベータ2基
休館日	年末年始 (12月29日～1月3日)
公共施設の適正配置に関する方向性	継続 (中期・後期)

3) 利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	154,518人	133,864人	125,811人	14,645人	41,091人

※令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館やイベント中止あり

(2) 下関市立近代先人顕彰館

1) 沿革

大正13年9月	旧逋信省下関電信局電話課庁舎として竣工
昭和44年6月1日	下関市所有 (日本電信電話校舎との間で市有住宅用地と交換)
平成14年2月15日	下関市有形文化財 (建築物) 指定
平成20年11月6日～	下関市近代先人顕彰館 (仮称) 改修工事
22年1月29日	(主体・電気設備・空調・給排水衛生・展示)
平成22年2月13日	下関市立近代先人顕彰館 設置

2) 施設の概要

所在地	下関市田中町5番7号
敷地面積	敷地面積 760.38㎡ 延床面積 836.47㎡
構造	鉄筋コンクリート造 (煉瓦造混構造) 2階建 (一部3階建)
改修事業費	580,239,450円 (H18～21年度保存及び活用整備の事業費)
指定管理者	公益財団法人下関市文化振興財団 (非公募、R4.4.1～R9.3.31)

業務の内容	<p>博物館類似施設である下関市立近代先人顕彰館は、資料の展示や調査、収集のほか、施設の貸与やふるさと文化事業を実施することで、下関市にゆかりのある先人の功績を顕彰し、市民の歴史や文化に対する理解を深めることで、市民の文化の向上に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館等の展示（下関市ゆかりの先人資料の展示等） ・資料の調査及び収集事業（作品等の調査・収集保管等） ・ふるさと文化事業（市民が文化芸術に触れる機会の提供） ・施設貸与事業（地域の文化団体等への施設貸与）
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニホール（1階） 収容人員 40人 設備 DVD/VHSプレーヤー プロジェクター マイク ・1階展示室（ふるさと文学館） 面積 92.96㎡ ・2階展示室（田中絹代記念館） 面積 248.58㎡ ・エントランス 面積 70.21㎡ ・3階休憩室 面積 55.09㎡ ・中庭
休館日	火・水曜日（祝日の場合は当該休日以後の直近の休日でない月・木・金曜日）、年末年始（12月28日～1月4日）
公共施設の適正配置に関する方向性	継続（中期・後期）

3) 利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	10,722人	11,138人	9,969人	5,136人	7,377人

※令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館あり

ボートレース企業局

1. ボートレース企業局の概要

ボートレース企業局には、ボートレース事業課及びボートレース契約課が置かれている。なお、ボートレース契約課の職員は、総務部契約課の職員を併任している。

ボートレース事業課は、ボートレース事業の総合的な経営企画に関する事、予算の編成及び執行に関する事、決算に関する事、会計及び財産に関する事、関係団体との連絡調整に関する事、公文書公開に関する事、文書の取扱いに関する事、公印及び電子署名カードの管守に関する事、施設の管理及び営繕に関する事、モーターボートの整備に関する事、投票業務（発払業務を含む。）に関する事、番組及び選手の賞典に関する事、場外発売に関する事、本場及び場外発売場の運営に関する事、職員の人事及び労務並びに給与に関する事、職員の福利厚生及び労働安全衛生並びに公務災害に関する事、職員の研修及び褒章並びに表彰に関する事、ボートレースの企画及び広報に関する事、ボートレース事業に係る地域振興及び地域貢献に関する事、広域発売（電話投票）の推進に関する事を所掌している。

ボートレース契約課は、ボートレース事業に係る入札参加者の登録及び実態調査に関する事、ボートレース事業に係る工事並びに工事に関する設計、測量及び地質調査の入札及び契約に関する事、ボートレース事業に係る物品の単価契約（ただし、モーターボートに関する物品を除く。）に関する事を所掌している。

平成24年4月には地方公営企業法の一部適用により企業会計制度へと移行し、平成26年4月には地方公営企業法の全部適用により企業管理者を設置して、人事等に係る権限が移管された。また、平成29年4月から業界6場目のナイトレース場として「海響ドリームナイター」を開始した。

2. 所管する主な業務

(1) ボートレース場運營業務

モーターボート競走法第8条及び同法施行規則第15条の規定に基づき、毎年度、下関市主催レースを180日程度開催する。主なレースとしては、GI開設記念競走を開催するほか、企業杯やオールレディース、またGW・盆・正月の特選競走など魅力あるレースを開催する。

(2) 場外発売受託業務

8大特別競走(SG)、ヤングダービー、マスターズチャンピオン、レディースチャンピオン、クイーンズクライマックス等のほか、全国24競走場の場外発売業務を実施する。

3. 所管する施設

施設名：ボートレース下関(ボートレース事業課)

(1) 沿革

昭和	26. 6. 18	モーターボート競走法の成立
	11. 14	山口県モーターボート競走会設立認可
	29. 8. 24	下関市が全国19番目の「モーターボート指定市」となる。
	10. 17	舟券投票所、スタンド、主審判台、執行本部、正門建物等の競走場施設が完成
	10. 22	4日間レースで初開催を施行
	42. 3. 27	美祢市、萩市、豊浦町、菊川町の2市2町競艇組合營で初開催
	44. 3. 31	東スタンド完成
	45. 8. 1	美祢市ほか1市2町競艇組合に豊田町、豊北町の2町が加盟
	55. 12. 20	西スタンド完成
	58. 7. 23	全国初のサマータイムレースを開催
	63. 11. 23	電話投票開始
平成	11. 4. 21	「ボートピア高城」(宮崎県都城市)共同使用開始
	9. 18	中央スタンド、中央門・前売・事務所棟完成
	17. 2. 13	下関市と豊浦郡4町が合併。美祢市ほか1市4町競艇組合から、豊浦町、菊川町、豊田町、豊北町の4町が脱退
	19. 3. 31	「ボートピア高城」における発売を廃止
	23. 10. 18	場外発売場「ミニボートピア山口あじす」開設
	24. 10. 13	外向発売所「ふく〜る下関」開設
	26. 8. 9	場外発売場「オラレ下関」開設
	28. 3. 31	美祢市萩市競艇組合の解散
	29. 4. 1	業界6場目のナイトレース「海響ドリームナイター」開始
	31. 4. 30	「BOAT KIDS PARK Mooovi 下関」オープン
令和	2. 9. 6	場外発売場「ボートレースチケットショップながと」開設
	11. 7	「BOAT KIDS PARK Mooovi 下関」屋内新エリアオープン
	3. 10. 25	全国初のミッドナイトボートレースを開催
	4. 3. 11	守衛休憩棟他完成

(2) 施設の概要

1) 所在地 下関市長府松小田東町1番1号

2) 施設所有者 下関市

3) 設置年月日 昭和29年10月21日

4) 土地 (令和4年3月31日現在)

総面積	内 訳	
157,227㎡(水面は、海面のため、総面積に含めない。)	競走水面	95,000㎡
	場内敷地	44,209㎡
	駐車場	47,721㎡
	その他の敷地	65,297㎡(対岸運動広場, 植樹帯他)

5) 建 物

(令和4年3月31日現在)

延面積	主 要 建 物	
43,268.44㎡ (オラレ除く)	西スタンド	18,335.03㎡
	中央スタンド	11,628.23㎡
	東スタンド	4,072.02㎡
	外向発売所	1,055.09㎡
	整備棟	2,226.00㎡
	管理棟	1,025.18㎡
	前売・中央門・事務所棟	1,740.16㎡
	その他	2,616.27㎡
	オラレ下関(※賃貸)	405.80㎡
	BTSなगत	462.15㎡

6) 観客施設

(令和4年3月31日現在)

種 別	場 所	面 積	席 数	備 考
有料指定席	中央スタンド 4階	2,634㎡	633 グループ席3	ドリンクコーナー
ロイヤル席	中央スタンド 5階	466㎡	18 個室3	フリードリンクコーナー
一 般 席	西スタンド 3階	4,796㎡	1,287	冷暖房設備 通常時閉鎖中
	中央スタンド 3階	2,795㎡	763	冷暖房設備

7) 駐 車 場

(令和4年3月31日現在/単位:㎡、台)

区 分	面 積	収容台数	備 考	区 分	面 積	収容台数
第 1	16,682	590	内 充電枠2台	ロイヤルP	1,874	42
第 2	9,966	391	内 通用門前14台	バスプール	4,158	45
第 3	11,253	296	内 大型車14台			
第 4	3,477	58		計	47,410	1,422

(3) 売上等の状況

ボートレース下関 売上・入場人員・1人当り購買額推移表

年 度	開催日数	総売上			本場売上			電話売上		
			1日平均	前年度比		1日平均	前年度比		1日平均	前年度比
平成元	180	45,165,951,200	250,922,000	47.2%	36,119,366,800	200,663,100	18.2%	356,636,700	1,981,300	△ 2.7%
2	180	39,333,411,800	218,519,000	△ 12.9%	38,973,864,100	216,521,500	7.9%	359,547,700	1,997,500	0.8%
3	180	53,682,541,700	298,236,300	36.5%	38,124,732,700	211,804,100	△ 2.2%	439,407,300	2,441,200	22.2%
4	180	35,750,749,400	198,615,300	△ 33.4%	34,980,031,200	194,333,500	△ 8.2%	423,385,400	2,352,100	△ 3.6%
5	180	34,812,410,600	193,402,300	△ 2.6%	32,783,394,300	182,130,000	△ 6.3%	316,544,500	1,758,600	△ 25.2%
6	180	30,892,957,300	171,627,500	△ 11.3%	30,139,623,000	167,442,400	△ 8.1%	244,421,100	1,357,900	△ 22.8%
7	180	44,318,941,300	246,216,300	43.5%	28,960,081,800	160,889,300	△ 3.9%	2,806,496,300	15,591,600	1048.2%
8	180	29,700,757,700	165,004,200	△ 33.0%	26,648,307,800	148,046,200	△ 8.0%	2,212,075,500	12,289,300	△ 21.2%
9	180	31,407,551,000	174,486,400	5.7%	26,103,797,700	145,021,100	△ 2.0%	3,389,967,700	18,833,200	53.2%
10	180	26,588,526,400	147,714,000	△ 15.3%	21,476,497,400	119,313,900	△ 17.7%	4,268,100,200	23,711,700	25.9%
11	180	26,588,245,400	147,712,500	△ 0.0%	20,039,693,700	111,331,600	△ 6.7%	4,309,679,700	23,942,700	1.0%
12	180	41,235,517,100	229,086,200	55.1%	18,701,949,400	103,899,700	△ 6.7%	6,298,425,100	34,991,300	46.1%
13	180	24,183,285,100	134,351,600	△ 41.4%	17,782,698,400	98,792,800	△ 4.9%	3,667,844,600	20,376,900	△ 41.8%
14	180	18,886,606,600	104,925,600	△ 21.9%	13,938,634,100	77,436,900	△ 21.6%	2,561,983,500	14,233,200	△ 30.2%
15	180	19,163,615,200	106,464,500	1.5%	12,519,002,200	69,550,000	△ 10.2%	3,418,058,200	18,989,200	33.4%
16	180	18,374,577,700	102,081,000	△ 4.1%	10,204,898,000	56,693,900	△ 18.5%	3,388,244,600	18,823,600	△ 0.9%
17	180	33,761,290,300	187,562,700	83.7%	9,520,673,800	52,892,600	△ 6.7%	5,732,752,700	31,848,600	69.2%
18	180	15,533,038,800	86,294,700	△ 54.0%	8,041,081,100	44,672,700	△ 15.5%	3,487,026,200	19,372,400	△ 39.2%
19	180	14,630,193,400	81,278,900	△ 5.8%	7,004,470,400	38,913,700	△ 12.9%	3,958,178,100	21,989,900	13.5%
20	186	21,124,854,200	113,574,500	39.7%	7,134,309,400	38,356,500	△ 1.4%	5,912,137,800	31,785,700	44.5%
21	186	26,483,424,500	142,384,000	25.4%	6,737,905,100	36,225,300	△ 5.6%	7,499,892,400	40,322,000	26.9%
22	169	14,912,957,400	88,242,400	△ 38.0%	5,120,392,500	30,298,200	△ 16.4%	4,586,137,900	27,136,900	△ 32.7%
23	190	15,840,883,900	83,373,100	△ 5.5%	4,802,622,000	25,277,000	△ 16.6%	5,425,513,600	28,555,300	5.2%
24	186	23,002,415,100	123,668,900	48.3%	3,961,812,300	21,300,100	△ 15.7%	7,613,034,400	40,930,300	43.3%
25	180	21,428,104,000	119,045,000	△ 3.7%	3,301,432,800	18,341,300	△ 13.9%	7,915,009,800	43,972,300	7.4%
26	192	27,213,144,700	141,735,100	19.1%	3,343,792,500	17,415,600	△ 5.0%	11,016,446,300	57,377,300	30.5%
27	179	23,603,911,700	131,865,400	△ 7.0%	2,728,666,800	15,243,900	△ 12.5%	10,090,690,900	56,372,600	△ 1.8%
28	168	23,157,439,100	137,841,900	4.5%	2,306,459,700	13,728,900	△ 9.9%	11,086,122,100	65,988,800	17.1%
29	186	67,550,031,800	363,172,200	163.5%	2,351,128,000	12,640,500	△ 7.9%	38,151,077,300	205,113,300	210.8%
30	180	70,871,489,000	393,730,500	8.4%	2,061,285,100	11,451,600	△ 9.4%	42,004,845,000	233,360,300	13.8%
令和元	179	79,734,289,800	445,443,000	13.1%	1,806,588,500	10,092,700	△ 11.9%	53,281,880,200	297,664,100	27.6%
2	186	123,320,760,700	663,014,800	48.8%	1,403,098,600	10,022,100	△ 0.7%	101,865,997,500	547,666,700	84.0%
3	186	140,258,530,700	754,078,100	13.7%	1,770,456,400	9,518,600	△ 5.0%	115,730,117,800	622,204,900	13.6%

- (注) 1. 総売上・本場売上(外向、オラレ、ながと含む)・電話売上・入場人員の1日平均は、それぞれ本場の開催日数で除した数値である
2. 入場人員は、本場(外向、オラレ、ながと含む)の入場人員である。
3. 1人当り購買額は、本場売上を入場人員で除した数値である。(百円未満四捨五入)

売上(単位:円) 人員(単位:人)

専用場外売上	前年度比	場間場外売上		入場人員			一人当たり購買額		備考
			前年度比		1日平均	前年度比		前年度比	
		8,689,947,700	—	872,582	4,848	5.3%	41,400	12.2%	第16回笹川賞競走開催
		0	—	856,419	4,758	△ 1.9%	45,500	9.9%	
		15,118,401,700	—	823,903	4,577	△ 3.8%	46,300	1.8%	第37回MB記念競走開催
		347,332,800	△ 97.7%	802,214	4,457	△ 2.6%	43,600	△ 5.8%	
		1,712,471,800	393.0%	801,888	4,455	△ 0.0%	40,900	△ 6.2%	
		508,913,200	△ 70.3%	764,555	4,248	△ 4.7%	39,400	△ 3.7%	
		12,552,363,200	2366.5%	736,443	4,091	△ 3.7%	39,300	△ 0.3%	電話投票共通会員制へ移行 第10回新鋭王座決定戦競走開催
		840,374,400	△ 93.3%	703,162	3,906	△ 4.5%	37,900	△ 3.6%	
		1,913,785,600	127.7%	705,445	3,919	0.3%	37,000	△ 2.4%	
		843,928,800	△ 55.9%	649,362	3,608	△ 8.0%	33,100	△ 10.5%	
1,872,410,100	—	366,461,900	△ 56.6%	640,560	3,559	△ 1.4%	31,300	△ 5.4%	ボートピア高城発売開始
1,616,322,500	△ 13.7%	14,618,820,100	3889.2%	608,674	3,382	△ 5.0%	30,700	△ 1.9%	第10回「ランドチャンピオン」決定戦競走開催
1,430,378,300	△ 11.5%	1,302,363,800	△ 91.1%	632,714	3,515	3.9%	28,100	△ 8.5%	
1,293,065,200	△ 9.6%	1,092,923,800	△ 16.1%	554,701	3,082	△ 12.3%	25,100	△ 10.7%	
1,122,767,900	△ 13.2%	2,103,786,900	92.5%	516,195	2,868	△ 6.9%	24,300	△ 3.2%	
708,425,800	△ 36.9%	4,073,009,300	93.6%	479,564	2,664	△ 7.1%	21,300	△ 12.3%	
300,248,900	△ 57.6%	18,207,614,900	347.0%	459,412	2,552	△ 4.2%	20,700	△ 2.8%	第15回「ランドチャンピオン」決定戦競走開催
0	△ 100.0%	4,004,931,500	△ 78.0%	435,726	2,421	△ 5.2%	18,500	△ 10.6%	
0		3,667,544,900	△ 8.4%	409,828	2,277	△ 5.9%	17,100	△ 7.6%	
0		8,078,407,000	120.3%	405,921	2,182	△ 4.1%	17,600	2.9%	
0		12,245,627,000	51.6%	396,770	2,133	△ 2.3%	17,000	△ 3.4%	第23回女子王座決定戦競走開催
0		5,206,427,000	△ 57.5%	335,405	1,985	△ 7.0%	15,300	△ 10.0%	
253,914,000		5,358,834,300	2.9%	343,279	1,807	△ 9.0%	14,000	△ 8.5%	ミニボートピア山口あじす開設
532,783,300	109.8%	10,894,785,100	103.3%	447,316	2,405	33.1%	8,900	△ 36.4%	ふく〜る下開開設、第13回名人戦競走開催
513,428,400	△ 3.6%	9,698,233,000	△ 11.0%	531,693	2,954	22.8%	6,200	△ 30.3%	
534,267,200	4.1%	12,318,638,700	27.0%	598,618	3,118	5.6%	5,600	△ 9.7%	第17回チャレンジカップ競走開催
470,852,100	△ 11.9%	10,313,701,900	△ 16.3%	568,127	3,174	1.8%	4,800	△ 14.3%	
361,419,500	△ 23.2%	9,403,437,800	△ 8.8%	586,299	3,490	10.0%	3,900	△ 18.8%	
457,888,900	26.7%	26,589,937,600	182.8%	451,940	2,430	△ 30.4%	5,200	33.3%	第20回チャレンジカップ競走 第4回レディースチャレンジカップ競走開催
442,269,900	△ 3.4%	26,363,089,000	△ 0.9%	435,604	2,420	△ 0.4%	4,700	△ 9.6%	
397,002,900	△ 10.2%	24,248,818,200	△ 8.0%	399,583	2,232	△ 7.8%	4,500	△ 4.3%	G1ダイヤモンドカップ
302,181,000	△ 23.9%	19,749,483,600	△ 18.6%	267,669	1,912	△ 14.4%	5,200	15.6%	第68回MB記念競走開催/BTSながと開設
354,919,600	17.5%	22,403,036,900	13.4%	316,122	1,700	△ 11.1%	5,600	7.7%	第22回マスターズチャンピオン

。(百円未満四捨五入)

農 業 委 員 会

1. 沿 革

昭和 26 年 7 月	農業委員会等に関する法律の施行に基づき、市内の行政区域毎に地区農業委員会を設置。（昭和 30 年王喜、吉田、内日地区の本市編入に伴い 12 地区農業委員会となる。）
昭和 32 年 7 月	12 地区農業委員会のうち東部地域の 6 地区農業委員会を合併し下関市東部農業委員会に、西部地域の 6 地区農業委員会を合併し下関市西部農業委員会として発足。
昭和 35 年 7 月	下関市東部農業委員会、下関市西部農業委員会が統合して、下関市農業委員会が発足。
平成 17 年 2 月	市町村合併に伴い、下関市農業委員会と豊浦町農業委員会が統合して下関市南部農業委員会が発足、菊川町農業委員会、豊田町農業委員会及び豊北町農業委員会が統合して下関市北部農業委員会が発足。
平成 21 年 2 月	下関市南部農業委員会と下関市北部農業委員会が統合して、下関市農業委員会が発足。
平成 30 年 2 月	「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、農地利用最適化推進委員が委嘱され、新体制のもと農業委員会委員と連携して農業委員会活動を担う。
令和 2 年 4 月	農地の管理等に関する事務の一部（県知事の権限に属する農地転用許可等）が下関市へ権限移譲され、農業委員会が事務委任を受ける。

2. 構 成

(1) 構成

農業委員会委員	農地利用最適化推進委員
18 人	40 人

下関市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
(平成 29 年 6 月 30 日条例第 42 号)

3. 所掌事務

(1) 農地法に基づく業務

- ・農地の権利移動に関する業務
- ・農地転用に関する業務
- ・農地等の賃貸借・解約等の業務
- ・和解の仲介の業務

- ・ 賃借料情報の提供等に関する業務
- ・ 農地法に基づくその他の業務（国有農地に関する業務等）

(2) 農地等の利用の最適化の推進に関する業務

- ・ 担い手への農地利用の集積・集約化に関する業務
- ・ 遊休農地の発生防止・解消に関する業務
- ・ 新規参入の促進に関する業務

(3) 農業経営基盤強化促進法に基づく業務

- ・ 農用地利用集積計画の決定の業務
- ・ 「基本構想」作成に際しての意見
- ・ 嘱託登記の業務

(4) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく業務

- ・ 「農業振興地域整備計画」作成・変更に際しての意見

(5) 土地改良法に基づく業務

- ・ 土地改良事業参加資格承認の業務

(6) その他の法令に基づく業務

- ・ 租税特別措置法による納税猶予に伴う業務
- ・ 農地等の利用関係についてのあっせん及び紛争の防止に関する業務
- ・ 農業者のための調査研究の業務
- ・ 農業者に対する啓発宣伝業務
- ・ 農業者年金に関する業務

